

令和元年第2回森町議会12月会議会議録（第1日目）

令和元年12月3日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 4時05分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
工事請負契約の一部変更について
- 7 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
令和元年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 8 議案第 1 号 森町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 2 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 3 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 4 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 5 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 6 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 14 議案第 7 号 令和元年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 15 議案第 8 号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第 9 号 令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第10号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第11号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 議案第12号 令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 20 議案第13号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 21 議案第14号 令和元年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 22 議案第15号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 23 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め

る意見書

- 2 4 意見書案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- 2 5 意見書案第3号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書
- 2 6 意見書案第4号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書
- 2 7 意見書案第5号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
- 2 8 意見書案第6号 「再編統合」対象の公立公的病院名公表の撤回を求める意見書
- 2 9 議員の派遣について
- 3 0 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 1 6 番	野 村	洋 君	副議長 1 番	菊 地	康 博 君
2 番	山 田	誠 君	3 番	佐々木	修 君
4 番	高 橋	邦 雄 君	5 番	伊 藤	昇 君
6 番	加 藤	進 君	7 番	堀 合	哲 哉 君
8 番	東	隆 一 君	9 番	河 野	文 彦 君
1 0 番	宮 本	秀 逸 君	1 1 番	檀 上	美緒子 君
1 2 番	木 村	俊 広 君	1 3 番	久 保	友 子 君
1 4 番	松 田	兼 宗 君	1 5 番	斉 藤	優 香 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷	恵 造 君
副 町 長	木 村	浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷	美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田	勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬	賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本	政 君
防災交通課長	柴 田	正 哲 君
契約管理課長	山 田	真 人 君

企画振興課長	川	村	勝	幸	君
税 務 課 長	柏	渕		茂	君 (欠席)
保健福祉課長	坂	田	明	仁	君
保健福祉課参事	須	藤	智	裕	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮	崎		涉	君
住民生活課長	安	藤		仁	君
子育て支援課長	濱	野	尚	史	君
環 境 課 長	山	本		憲	君
農 林 課 長	寺	澤	英	樹	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君
水 産 課 長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
建 設 課 長	富	原	尚	史	君
砂原支所長兼 地域振興課長	落	合	浩	昭	君
町民福祉課長	千	葉	正	一	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学校教育課長	菰	野	友	章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
生涯学習課長	川	口	武	正	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	野	崎	博	之	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	小田	桐	克	幸	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊	池	一	夫	君
次 長 兼 議 事 係 長	奥	山	太	崇	君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
工事請負契約の一部変更について
- 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
令和元年度森町一般会計補正予算（第 5 号）
- 4 議案第 1 号 森町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 5 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 6 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 10 議案第 7 号 令和元年度森町一般会計補正予算（第 6 号）
- 11 議案第 8 号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 12 議案第 9 号 令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 13 議案第 10 号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 14 議案第 11 号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 15 議案第 12 号 令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 16 議案第 13 号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 17 議案第 14 号 令和元年度森町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 18 議案第 15 号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 19 意見書案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 20 意見書案第 2 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書
- 21 意見書案第 3 号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書
- 22 意見書案第 4 号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書
- 23 意見書案第 5 号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

- 2 4 意見書案第 6 号 「再編統合」対象の公立公的病院名公表の撤回を求める意見書
- 2 5 議員の派遣について
- 2 6 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和元年第2回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願ひがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内での議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席10番、宮本秀逸君、議席11番、檀上美緒子君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日及び12月8日の2日間を予定しております。議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

9月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。

なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

10月に日本に上陸しました台風19号は、記録的な豪雨を伴い、関東や甲信地方、東北地方などで河川の氾濫や家屋への浸水、加えて土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。被害を受けました地域には心からのお見舞いを、また不運にも犠牲になられました方々には衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。そして、現在も浸水した家屋の片づけなどに追われ、大変な思いをされている方、あるいは避難を余儀なくされております多くの皆様方に早期の終息と復興を願うところであります。このような中、台風19号被害に伴う被災地への職員派遣につきまして、宮城県丸森町から北海道を通じて要請がありました。当町からは11月14日から20日までの7日間、罹災証明に係る現地調査及び窓口業務を担当する職員2名を派遣することが決定しておりましたが、当初業務が予定より早く完了したため、11月8日をもって派遣を終了するとの連絡を受けました。次の要請が来た場合にも速やかに準備を整え、積極的に被災町に対する応援協力をしてまいります。

さて、10月29日には広島県福山市で開催されました第70回全国漁港漁場大会に参加してまいりました。大会には来賓の伊東良孝農林水産副大臣を初め各自治体の代表、漁業協同組合長など全国から約1,300名、北海道からは地区では最多となる94名が一堂に集まり、水産業の成長産業化に向けた漁港の生産、流通機能強化と養殖の推進など4つの決議を採択しました。続いて、全国の水産関係者によるカキ小屋による浜のにぎわいづくり、水産物流通のICT化、漁港の防災対策、地魚のブランド化など参考となる4つの事例発表があり、大変有意義な大会となりました。また、大会前日には北海道から中田水産林務部長、北海道開発局からも課長を初め双方の幹部の皆さんが多数出席され、さらに北海道議会水産林務委員会からは三好委員長並びに久保秋委員、そして前委員長の富原道議会議員とともに道内各地の漁港関係者を合わせ64名の皆さんと歓談し、水産業の現状と諸課題について活発な情報交換を行い、連携を深めることができました。今後も魅力ある漁業の実現のため水産基盤の整備が早急かつ着実に実施されるよう関係団体と緊密な連携を図りながら、国に対する要望活動を継続してまいります。

なお、本大会は来年度函館市で開催することが決定しておりますので、森町としても大会の成功に向け協力してまいります。

また、11月17日には恒例の静岡県森町産業祭りもりもり2万人まつり&農協祭に招待を受け、関係者と一緒に参加してまいりました。当日は晴天の秋空のもと早朝からたくさんの来場者が祭り会場を埋め尽くし、開会式での挨拶中にも次々と来場するほどの盛況ぶりでした。北海道森町の出店ブースでは、人気のベニザケはすぐに完売し、焼きホタテも昨年の1.5倍の量でしたが、午後2時には完売となり、北海道森町の食を多くの方々にPRすることができました。また、偶然にも静岡県森町出身で、日本を代表する書家、杭迫柏樹先生にお会いすることができ、友好町50周年記念の書を揮毫していただいたお礼をじかに伝えることができました。杭迫柏樹先生は、令和の書の審査のために静岡県森町にご来町されており、当町の森小学校児童が応募した作品を特別展示していただけるとのことでした。

友好町51年目を迎えた両町のきずなを今後もさらに深め、有意義な交流を続けてまいりたいと一層に感じたところでございます。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、地域医療の方向性について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

地域医療の方向性について。厚生労働省は、9月26日、全国の公立病院と公的病院などのうち再編、統合の議論が必要と位置づけた424の医療機関のうち実名で森町国民健康保険病院が公表されました。再編、統合の要請内容では、診療内容が乏しい、近くに類似施設があるなど全国一律の基準で再編、統合の対象病院を選定しており、当病院も地域医療構想を踏まえた役割の明確化を推進するため新改革プランの新たな視点としてさらなる役割が求められております。地域の中核病院として住民の要請に応え、住民に親しまれ、信頼される医療機関を目指さなければなりません。このために緊急時の受け入れだけではなく、急性期病院からの受け入れや在宅復帰への支援強化をさらに進めることが重要です。地域医療構想の議論において、急性期病床は削減の方向性が示されており、地域包括ケアシステムを構築する上でも在宅復帰へ向けてさらなる地域包括ケア病床の効率的な運用が求められています。2025年まで森町においてもさらに少子高齢化が進み、人口減少が一層深刻となることが予想され、当病院も将来的に外来患者、入院患者も減少が見込まれることから、在宅医療を含めた柔軟な対応が求められます。

そこで、伺います。森町国民健康保険病院改革プランが作成されており、森町国民健康保険活性化プロジェクト会議の中で改革プラン等がどのように進められているのか。医療の効率化の観点からダウンサイジングや機能の分化、連携、集約化され、不足ない医療提供の観点から機能転換、連携等を念頭にどのように進められておられるのか。将来の森町医療提供体制についてどのように考えておられるのか。

以上、3点について町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

地域医療構想は、2025年に向けて地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することを目的としており、構想区域単位ごとに協議し、その上で合意を得ながら進めていくこととされています。

さて、1点目、森町国民健康保険病院改革プランについてですが、これは森町独自の取り組みで、国保病院の各部署代表で構成される森町国民健康保険病院活性化プロジェクト会議において計6回にわたり検討を重ね、平成29年3月に策定しております。策定後においては、プランの具体的取り組み及び患者確保対策として病院内広告の掲載内容などについて検討しております。

2点目ですが、南渡島圏域地域医療構想調整会議において合意された現在までの内容では、ご質問のようなダウンサイジングや集約化などはされておきませんので、お伝えしておきます。地域医療構想における具体的対応方針の再検証、今後の進め方については構想区域単位である南渡島圏域地域医療構想調整会議の場において協議し、その上で合意を得ながら進めていくこととなります。

3点目ですが、当院は南渡島圏域の中では地域的に端に位置し、大きな病院からは距離があること、また地域包括ケア病床は既に実践しており、在宅や施設からの患者受け入れを一定数行っていること、さらには民間病院では困難な不採算部門の医療を担っていることなどから、住民の地域医療を支えるため現在の医療体制について維持していくことが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 厚労省は2020年9月までに病床数や診療機能の縮小等を含む再編を各地域で検討、対策を決めるよう求められておりますが、地域の中核を担う病院としてどのような検討、対策を進められておられるのか伺いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁とちょっと重複する場面もあるかもしれませんが。今厚生労働省のほうでは2020年までに、一応来年の秋ごろまでに答えを出しなさいということで、後ほどのご質問の方の答えともちょっと重なる部分もあるかもしれませんが、これはご了解いただきたいと思いますけれども、そういうことでその調整会議がなかなか結果として集約化が進んでいない、そういうことをもとにして今回のような全国で424の医療機関を、しかも公的、そういった自治体の病院、そういったものだけ、個人病院の名前は全く出していない。勝手に出しました。これについては、全国から猛烈な反発が厚生労働省に行ったことは議員もご承知のことと思います。それから、全国の3団体、知事会、市長会、町村会、全ての会から厚生労働省のほうに申し入れもしてございます。そして、その中で結果として厚生労働大臣、先般記者会見を開いております。その中ではきちんと協議の、全体としてきちんと話し合いの場を持って進んでいくということをきちんと答弁されておりますので、今後たしか協議の場を設ける予定でありますから、その場で全国からの声をきちんと集約し

た形で進めていくことになろうかと、そのように思います。地域の実情というのは机上では全くわからないことです。以前に新聞にも載っていますけれども、総務副大臣も道内の自治体病院のほうに足を向けて、実態はどうかということを調査しております。そういう総務省のほうでも動いておりますので、必ずしも2020年、ここまでに全ての病院を集約するとか、新聞に載った病院がなくなるとか、そういうことはないとも思っておりますし、必要であれば全国の町村会の中の一員として私たちも中央に赴き、国会議員、道議会議員、全ての力を結集して、これは声を上げていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 森町において、医療環境の充実が町民にとって大切なものであり、町民の健康、生命を守る役割として安定した医療サービスを効果的、効率的に提供しなければならないと考えますが、今後の医療環境の充実をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まさに今後の医療関係は当然町としては国保病院、大変重要な施設でございますので、これをまず基本的に維持するということを踏まえながら、ただ現在の状況のままでは恐らく国のほうでも納得しないだろうと、そのように思います。そういう中で、先ほど1番目の最初の答弁でも申し上げましたように、南渡島圏域地域医療構想調整会議、この中では急性期部門は今ほとんど渡島、檜山では函館を中心に医療が回っております。当然そのためにドクターヘリも飛ばしておりますので、そういった救急体制の確立も目指しながら、そして急性期で手術した後の病床、受け入れをきちんと地方の病院で賄う、自宅に帰るまでのそういうベッド数をきちんと確保して、リハビリに努めると。それが森町国保病院のあるべき姿かなと、そのように思っております。一時国保病院も大変な時代がございました。今はある程度安定した状態になってきておりますので、今後も地域医療の確保に向けて医者の確保、それから医療関係者の確保、こういったことを含めながら努力していき、きちんと皆さんに安心して住める環境を整えていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地域医療の方向性についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、2、自主財源確保対策について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） 私は、1点質問したいと思います。

自主財源確保対策についてということでございます。旧森町、旧砂原町が合併してはや15年目を迎えようとしております。合併時には国の支援策として合併特例交付金、交付税が交付されまして、令和2年度で終了いたしますが、その交付額は平成26年では約5億円ありましたものが平成30年では1億2,000万円と減ってきております。さらに、少子高齢化

時代を迎え、人口減少により普通交付税も相当減額されており、森町の財源も一段と厳しい状況となっております。また、平成30年度の決算を見ますと、町税等の未納額が一番多く、約1億7,800万円程度、保育料や学校給食費、住宅料負担金等々の未納額が約2億3,600万円です。さらに、不納欠損は全体で2,300万円であり、これらを全て合わせますと約4億3,700万円となり、大変な歳入欠陥となっております。また、一般会計から特別会計へのルール外分の繰出金は、毎年約4億円前後を繰り出しております、これも一般会計に相当な影響を与えているのが現状であります。このような状況が続きますと、今後森町の財政運営に支障を来すことになります。今のところはその分はふるさと納税等々で補填しているようでございますが、これも長く続くかどうか心配でございます。

さて、年金受給者、年18万以上の受給者の方々ですが、国保税、住民税、介護保険料は特別徴収されており、大変な生活をしているわけでございます。税負担等の公平、公正を期すために徹底した税等の収納率向上対策を行うべきと思います。町では、子育て支援事業、また福祉事業、そして産業振興対策事業等々の事業の推進を行っております。それらの財源を補うためにも、財政の健全化、自主財源の確保のため法律に基づいた強制徴収、強制執行を取り入れるとともに、町民の意識改革をも図り、理事者を初め職員一丸となって町民の福祉、生活の向上のため創意工夫をして適正なシステムを構築し、財源確保をすべきと思料いたしますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

町全体の政策的予算の確保に対しましては、国や北海道などからの有利な財源の獲得に力を注いでおりますが、町税などにも安定した財源の確保が求められております。以前にも説明しておりますけれども、税のさらなる収納率向上を目指して、現年度分については課全体で情報を共有しながら個別訪問や納税相談などに今後も取り組んでまいります。滞納分につきましては、担税力調査を徹底することによって法律に基づいた差し押さえなどの処分を継続してまいります。不納欠損につきましては、これまでも取り組んでまいりました納税制約、督促、差し押さえなどを行使しながら時効を中断させ、安易に時効を迎えさせぬよう粘り強く対策を継続してまいります。税以外の債権につきましても各担当部署に創意工夫をさせながら対策に取り組み、自主財源の確保に今後とも努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 自主財源の確保に取り組んでいきたいということですが、今各自治体は少子高齢化時代に入りまして、それに伴いまして人口減少が伴って、交付税が相当数減らされておると。これ各町村、頭の痛いところでございますが、その逆に経常経費が毎年どんどん、どんどん上がっていくということが大変な時代に入ったわけでございます。特別会計の国保会計、後期高齢者、介護保険料等々を見ますと、不納欠損、収入未済額が30年度では合わせまして2億1,300万程度ある。義務的経費は削るわけにはこれまいります。増えても減らないというふうなシステムになっております。となれば、制度にのっと

った税、使用料、分担金等々については納入していただかないと、森町の会計制度は苦しくなる一方でございます。このままでいきますと、町の財政も破綻しかねないという状況になります。昨今近隣の町村の状況見ますと、税収はもちろんですけれども、公営住宅、上水道、下水道、または分担金等々についても徴収の強化を図る計画がそれぞれ発表されております。私は、賦課されたもの、または使ったものは町民はきちんと払うべきだと、これが義務だということだと思います。やっぱり自覚していただかなければ困りますので、町民の意識改革が非常に大事なことだと私は思っております。納められない場合はいろいろ対策がある。今町長言ったように、個別訪問なり、または督促なりいろんな対応している、行くと。にもかかわらず、払わない。払わなくてもいいのだという認識が非常に強い。これは、決して良いことではない。町長もいろんな事業等々やりたいけれども、要は財源がなければできないわけですから、その辺はよく認識していただいたほうが良かろうなと思っております。

それで、森町も100%完納の町村になれるように、官民一体となって魅力あるまちづくりを推進するためにも自主財源の確保はこれ必要不可欠でございますので、どうぞ町長、遠慮なく法律にのっとった、規則にのっとったやり方でやっていただきたい。でないと、いつまでたっても嫌な状況が続くと。管内の財政状況の、議会の資料でも全道のあれでも来ますけれども、全て後ろから3番目、収納率は。全く情けない状況です。逆に前から4番目ぐらいになるように、これはやっぱり町長ばかりでないと。職員が本当に一丸となって各徴収する、まだ税のほかにいる方々がプロジェクト的に組んで、どうしたら納入されるか、入るかは検討させるべきだと。その辺の姿が全然見えてこない。そういうことも含めて町長、やっぱり前向きに考えていただきたいと。もう一度お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

収納率の向上、本当にずっと町としては旧町時代からの懸案だと、そのように感じております。そしてまた、この収納率の低さ、低さと言ったらちょっと言い方おかしいかもしれませんが、これは、新たに発生したものについてはうちの担当、それから関係部署もいろんな努力をして、それをふやさないように、そして今まで残っているものについては、少しずつですけれども、回収して、この徴収率は、本当わずかですけれども、わずかずつですけれども、上がってきております。これ一気にゼロにするというのはなかなかできることではない。やろうと思えばよほど大きな考え方と、それから大なたを振るって、かなりのそういう、税を負担される方にもかなりの影響というか、大変なことをもってやらざるを得ない部分もあるかもしれません。でも、ふだんやっぱり皆さん生活がまず基本にあるわけですから、そういう中でもできれば余裕のあるときに少しずつでも払っていただけるように、払っていただける払わせ方についても今までどおりのやり方ではなく、今コンビニで入金できるですとか、いろんな方法があるわけです。それについては、今年度も各担当課、取り組んで、来年度に向けて今までと違って払いやすい窓口を設けたり、いろんな努力をしていると、そのように思っております。当然経常経費がずっと同じ状態で、そし

て収入が、歳入がどんどん減っていく場合には町としても大変なことになりますので、そこは考えながら、いろんな調整を図りながら、そして節約合理化、そういったものも図りながら今現在進んでいると、そのように思っております。ただ、国の仕事、道の仕事、そういったものがどうしても地方に今回ってきている状態ですから、その中でも歳入を少しふやせるような、そういうものも考えながら今後は進んでいかなければならないと、そのように思っている次第です。働き方改革もその一環だろうと、そのように思っております。いろんなことをトータルで総合的に努力しながら、何よりも町民サービスを低下させないように、ここがやっぱり大事だと思います。予算がないからサービスをやる、そういうことであっては町としてこれはあるべき姿ではないな、そのように思いますので、できるだけ支出を国の支援、道の有利な財源を確保しながら今後も進んでまいりたいと、そのように思っております。その上で、やはり税負担については100%払っていただけるように今後も各担当課と綿密な努力、それからいろんなアイデアをつくりながら、法的な手段も当然とっていきながら進んでいきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 自主財源確保対策についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、森町国保病院の再編、統合について、議席8番、東隆一君の質問を行います。

○8番（東 隆一君） 質問させていただきます。

先般9月、厚生労働省の公表した再編、統合に必要な公立病院のリストが発表され、各メディア、新聞等で大きく報道されました。とりわけ団塊の世代が全て75歳以上になる4年から5年後の令和6年、2025年がクローズアップされ、森町も人口減に伴い保険料等の増税につながる可能性が高くなるなどが考えられます。また、住みなれた地域で医療を受けられ、安心して生活を継続できることを願い、町民も深い関心を持っているところです。再編、統合という言葉は、文言は一般的には合併や会社分割などを指しますが、森町国保病院がなぜ再編、統合に必要な公立病院のリストに挙がらなければならなかったのか、町としてどのような要因が考えられるのか。前段で同僚議員が質問したのとちょっと重複になりますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

地域医療構想は2025年に向けて地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することを目的としており、構想区域単位ごとに当地域は南渡島圏域地域医療構想調整会議の場で協議し、その上で合意を得ながら進めていくこととされております。ところが、厚生労働省は各調整会議での議論を活性化させるためとして、全国一律の基準による機械的に分析したデータにより一定の要件に該当する病院を再編、統合の必要性について特に議論が必要な公立、公的医療機関などとして再検証の対象とし、全国424の病院名を公表、森町国民健康保険病院も対象とされたものです。一定の要件とは2つありまして、1つはがん、心疾患、脳卒中、救急、周産期など9項目について診療実績が特に少ない場合、もう一つ

は診療機能が類似かつ近接しているとして、がん、心疾患、脳卒中など6項目を挙げ、かつ車で20分以内に実績を有する医療機関がある場合とされ、当病院は診療実績が特に少ないとした要件に該当するとされたものです。ここから少し先ほどの答弁と重複いたしますが、しかし厚生労働省が基準としたデータなどは地域の実情を全く確認せず、住民に対し混乱を招きかねないものでありまして、全国から一斉に反発の声が上がりました。ご存じかと思いますが、厚生労働大臣は10月8日の会見で真摯に受けとめ、共同歩調をしっかりとっていきたいと述べております。当国保病院としては、住民の地域医療を支えるため引き続き現状の医療体制を維持していくため努力してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○8番（東 隆一君） 再質問をさせていただきます。

平成27年、28年、29年、函館の渡島合同庁舎で3回にわたり開かれた南渡島圏域地域医療構想会議、先ほど町長がおっしゃっていましたが、これに町長みずから積極的に参加されて、ほかの町村なんかは代理とか欠席が多い中、梶谷町長だけは積極的に出られたというふうに資料には載っています。大変いいことだと思います。この南渡島圏域医療構想会議の中で、これが森町の国保病院の改革プランのたたき台になっているのでしょうか。そこちょっとお伺いいたします。

○議長（野村 洋君） 東議員、いいですか、今の1点で。

（「はい、1点で」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

南渡島圏域の地域医療構想調整会議、私も委員として、代理を行かせないで、やはり森町にとっては医療の確保というのは本当に非常に重要な案件でございますので、私はみずからが行くというふうに決めて、今まで出張した、1度ぐらいいは欠席したかもしれませんが、全て出席させていただいています。そういう中で委員の皆さん、それから函館市内の本当に急性期を担っている院長先生方とは非常に親しく、いろんな詳しい内容までお話しできる仲になり、そしてまたそういう中から今年森町国保病院が眼科の診療もしてくれるようになったと。そういうことで、医療の充実を図るためには私は重要な会議だと思っておりますし、将来を考えるためにはこの会議できちんとした意見を述べなければいけないと、そういうふうに思っている状態でございます。

そういう中で、ご質問の森町国保病院の改革プランのたたき台なのですがけれども、それとはまた別な内容でもって院内、国保病院のこの改革プランは設置されております。もちろん関連はないわけではありません。でも、まずは外側の連携も大事ですがけれども、病院の中を、きちんと皆さんが連携として、患者を丁寧に診て、治療して、治って帰っていただくと。これが一時期ちょっと滞っていた部分もございまして、そしてまたこれを打ち合わせをせずに、それからプランも持たずに勝手にみんながばらばらになると、せっかくいいことをやっても結果としては患者のためにはいいことにはなりません。こういう

ことも含めてこの改革プラン、定期的に会合を開いて、病院の中で院長を中心にしてみんなで知恵を出して、いい病院にしようということで取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問あるのですか。

○8番（東 隆一君） 再々質問行います。

この南渡島圏域地域医療構想調整会議の中に、町長も多分資料ごらんになっていると思うのですが、地域における役割分担と提携体制の構築に向けた自主的な取り組みということで、各北海道内の市町村が取り上げられております。森町もこの中にほとんどの、この取り上げられている中の取り組みとしては、住民を積極的に取り込んで、住民の対話等をするのが望ましいと。要するにそれが大変取り組みとしてはいいのではないかというのが紹介されていますけれども、これに関して町長、どのようにお考えでしょうか。町独自の何か取り組みというのは、先ほど取り組んでおられるとはいうものの、町民が誰も参加していないような取り組みのように先ほどお答え、答弁されていたと思うのですが、前段の議員のですね。病院の部内だけで討論したというような会議をしたと、6回。そのようにお伺いしていますが、このような町民を交えて、集会なり懇談会でもう少し町民の意見を聞くなりしての改革という部分を尋ねられたらいかがでしょうかということです。ちょっとそれお答えいただきたいと思います。この答えというか、どういうふうになるのですか。よろしいですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 町長、答弁できればお願いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

住民との対話をして、いろいろとお話を聞きながら改革プランを進められたほうがいいのではないかなというご提案でございますけれども、もちろん病院側の勝手な思いで改革プランをお話ししているわけではございません。やはり患者さんからの声、それからほかの地域、皆さんいろんなところで町民の方と接してございますので、そういったところからの意見、たまには私がいろんなところで聞いてきたお話をきちんと伝えて、そういったものを毎日やるというのは看護師さん、それから婦長さんですね、看護師長さんや院長、それからドクター、事務方もなかなか大変ですので、定期的にこれを開催して、そしてその中でやはり患者さんにいい対応をできるように、そしてできるだけ良い医療を提供できるように、そういう取り組みに向けてこの会議を開いている。ですから、町民の意見もきちんと反映されているということを申し上げておきたいと、そのように思います。また、もし不足であれば、町民からの意見箱というのがいろんな、3カ所ぐらいに設置されておりますので、病院に対する要望やこうしてほしいという意見があれば、そこにきちんと名前を明記して投稿していただければ対応できる、そういったこともありますので、お伝えしておきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町国保病院の再編、統合についてを終わります。

以上で議席 8 番、東隆一君の質問は終わりました。

次に、4、インフルエンザワクチンの子供助成について、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして、インフルエンザワクチンの子供助成について町長に質問させていただきます。

2019年11月13日時点での北海道インフルエンザ定点調査によると、既に流行に入ったという報告があります。インフルエンザのワクチンは任意なので、家庭の経済状況や家族構成によって予防接種に差が起きてくるのが現状です。厚生労働省の統計では、重症化しやすいのは1歳から9歳となっています。また、インフルエンザ予防接種は6カ月から13歳未満までは2回接種となっております。予防接種をしたからといって必ずしも感染しないとは言えませんが、多くの子供たちが接種することで感染の拡大を抑えることができ、感染したとしても重症化が防げるようです。町内の病院の接種料は2,000円から3,000円台となっておりますが、これが2回接種ともなると家計への負担も大きくなりますので、家族が多いと諦める家庭もあると聞きます。また、乳幼児はかかりつけの小児科で受ける方が多いようで、その場合1回が3,000円以上のところがほとんどと高額です。森町は、子育てを優先する町です。そこで、例えば重症化しやすい1歳から9歳までとか、2回の接種が必要な13歳未満までなどの助成を実施すべきと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

今年は例年より4週間ほど早くインフルエンザが流行期に入っており、当町においても本格的な患者数の増加が予想されます。インフルエンザワクチンは65歳以上と60歳から64歳までで特定の障がいのある方が予防接種法に基づく定期接種の対象となっており、その他の方は任意接種となっております。ワクチン接種の効果は、65歳以上の高齢者では発病を約45%、死亡を約80%阻止するという報告がされているとともに、1歳以上6歳未満の幼児においては発病を20%から30%阻止するという報告がされています。高齢者の方はインフルエンザにかかると重症化しやすく、ワクチン接種による予防効果が大きく、定期接種の対象となっていることから、接種費用のうち1,500円を町が助成しています。抵抗力が低い子供については、手洗い、うがいの徹底を初めマスクを着用し、人混みを避けるなど、感染機会を減らす工夫やワクチン接種も有効であることは認識しております。町では、これまでに子供に係る医療費の助成にも取り組み、現在は高校生まで無償化するなど、それ以外にも多くの子育て支援策に手厚く取り組んできたと思っております。任意接種である子供のインフルエンザワクチン費用への助成については、今後の課題と考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

もう既に学校閉鎖になっている学校もあるほどインフルエンザは森町で蔓延しております。

す。学級閉鎖に関しましてもやはり低学年が多いようです。インフルエンザを発症した場合、先ほど町長も言われましたが、森町では医療費を負担しているので、病院にかかると治療費は最低でも3,000円以上はかかるようです。高校生までの医療費を負担して、発症すると医療費負担が増えるということにつながります。やはり重症化や流行を防ぐということで予防に力を入れるというのが昨今の主流で、助成をしている町村は増えております。近隣15町村でも9町村は何らかの助成を現在行っておりますので、森町でも実施すべきではないかと思います。再度町長のお考えをお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

各学校においてやはり1人が感染するといろんなクラスにうつったり、それから学年にうつったり、またほかの学年にもうつったりというのはよくある、今までどおりのことなのですけれども、斉藤議員おっしゃるように、医療費、病院にかかる治療費もかかるということもあります。ですが、これまず子供たちに対する医療費、ワクチンの接種を補助するということは当然この財源の確保も一つの課題になります。そして、任意接種で今ありますので、そういう状況ですと保護者の考え次第なのです。子供が自分で行きたいというのはまずないと思いますから。ですから、今子供に対してはやっぱ保護者が子供の健康管理をするという責任を持っていますので、町が全て責任を持ってやるからどうぞワクチンを打ちなさい、これはなかなかできない部分です。それと、ひとつ任意接種でこのまま例えば実行した、実施した場合に、これちょっと参考にならないかもしれませんが、高齢者、今全体が対象になっています。それで、5,755人、これ平成30年度の実績ですけれども、そのうち接種されているのは2,488人、大体43%なのです。こういうふうにして100%対象にしても100%にならない。これを例えば子供さんが任意の状態でやった場合に本当に一部の子供だけの政策になってしまう。こういうことから、医療費の助成というのは全ての子供です、今やっているのは。それから、11月1日から始まりました幼稚園、保育所の無償化ですとか、それからほかの政策も全ての子供たちに対しての取り組みです。ですから、やはり一部の子供たちに対する取り組みというのは町としては公平感に欠ける、今現在では今後の課題とするしかないかなと、そのように考える次第です。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○15番（斉藤優香君） 再々質問させていただきます。

町長がおっしゃるとおり、全員の家庭に行くということはないとは思いますが、例えば高齢者の対象が5,700人、5,500人ぐらいで接種率は半分以下、さっき財源のこととも言われましたけれども、例えば13歳未満であれば対象者は1,300人、中学までであれば1,600人と対象も少ないので、かかる財源も少なくて済むと思います。そして、接種率も、先ほど町長がおっしゃられたように、全員が全員受けるとは限らないですけれども、町としてはこういうふうに着けていますよというのでより一層インフルエンザに対する考え方が変わってくると思いますので、それに伴ってインフルエンザにかかることやっぱい体調とか、

あと学校が休みになったり、会社も休みに、親も休まなければならないとかということになってきますので、経済状況や社会に与える損失も相当なものと考えますので、再度お考えくださればと、導入を考えるべきだと思います。町長の考えお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどちょっと違う方の答弁でもありました。やっぱり町としてはできるだけ支出は避けたい。だけれども、インフルエンザの接種をやらないということではないです。やはりやるためには全体の予算をふやさないように、支出をふやさないようにということも一方では考えていかなければいけない。だから、いろいろと子育て支援につきましては、私が就任してからいろんなことをやらせていただきました。そういう中で1件1件どの程度、どのぐらいの負担が減ってきたのかなというのはちょっと私どもではわかりませんが、インフルエンザワクチンを投与するぐらいの費用は十分に行き渡っているのかなと、そういうふうな感じがいたします。ですから、やらないということではなくて、当然余りにもインフルエンザが凶悪、それからいろんな耐性菌としてのそういうウイルスも出てきているというのも聞いています。ですから、確かに抑制するのは、予防するのは大事なこともかもしれませんけれども、今現在の段階では本当に全てのお子さんに投与することにはならない。それから、町がワクチンを投与することは副作用ということも考えられるのです。副作用で逆に万が一健康を阻害した場合に町としてはその責任とりたいくないということではないです。責任をとれるような状況にはない。当然大人になりますといろんな抵抗力がついておりますので、ワクチンに対しても、それでも大人でもある特殊なワクチンで命を落とされる方も中にはおります。そういったことは最終的には保護者の責任として取り組んでいただきたいなと今現在は考えているところです。将来的に財源の確保、それから公平にみんなに提供できる、そういう体制が確保できるのであれば、それはその時点で考えていきたいと、そのように思う次第です。

以上です。

○議長（野村 洋君） インフルエンザワクチンの子供助成についてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、5、自治体職員の副業について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

自治体職員の副業についてです。近年副業に関しての考え方が変化しており、民間企業のみならず、国家公務員においても働き方改革の一環として副業解禁に向けた動きが広がりつつあります。これまでは法律や就業規則でダブルワークを禁止してきた背景には、副業によって本業がおろそかになる可能性や企業情報や地域住民の個人情報漏えいといった懸念、特定の団体の利益につながる行為に加担するべきではないといった考えがあったのだらうと思われませんが、政府が推進している働き方改革と矛盾を唱える声もある中、多様な働き方を後押しすることに方向転換したのではと思います。既に副業を解禁している自治体があり、兵庫県神戸市では全国に先駆けて行われております。神戸市では、地域

貢献応援制度と銘打ち、人手不足や高齢化によって持続的な活動が難しくなっているNPO法人や地域団体の課題解決への新たな取り組みと位置づけており、活動に参加した職員の視野の広がりや能力の向上、地域住民との触れ合いから実態を間近で知ることができると期待されております。過去に類のない取り組みではありますが、地域の課題を吸い上げ、施策立案に反映できるといった良い面もありながら、過重労働や本業散漫になるのではと懸念もあるのが事実ではあります。しかし、しっかりとしたガイドラインを策定し、認められる範囲での副業解禁はさまざまな面で効果的な取り組みと言えるのではないのでしょうか。森町は、農林水産業といった1次産業を基軸とした2次産業、3次産業と裾野の広い産業構造であります。近年は人口減少、高齢化からの労働力不足が深刻であり、廃業する企業、自営業者や活動を縮小する地域団体が後を絶たない状態であり、副業解禁が地域産業の労働力確保の一助となる可能性も秘めております。もちろん職員に副業を強要するようなことはあってはなりません。多様な働き方を進めるためにも選択肢があることは職員を確保するためにも効果的な一面があるのではないのでしょうか。まだまだ試行錯誤の段階であり、多くの課題があるとは思われますが、地域経済の実情に合わせた行政のあり方を住民の方々と見詰め直す良い機会だと考えますので、質問いたします。

1 番、職員の副業解禁についてどのように考えるか。

2 番、導入へ向けて職員や企業、自営業者の意向調査が必要と思われるが、どのように考えるか。

以上、質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限において、任命権者の許可を受けなければ商業、工業または金融業、その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他地方公共団体の規則で定める地位を兼ね、もしくはみずから営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業、もしくは事務にも従事してはならないと言葉で申し上げただけではわかりづらい部分もありますが、簡単に言うと任命権者の許可を受けなければ従事してはならないと規定されております。営利企業への従事等については、地方公務員法においては制限はされておりますが、一律に禁止されているわけではありません。

1 点目ですが、本業である公務が最優先されることが最も重要であります。職務の公正な執行の確保、公務の信用の確保、職務専念義務の確保の観点から総合的に判断すべきであると考えております。

2 点目ですが、副業は職員の能力開発と地域貢献活動の促進のため職員みずからの自発的な意思のもとに行われるべきであり、そのための意向調査は不要であると考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） あくまでもやはり職員の希望といいますか、ですからみずから手を挙げる方がいるかないかというのは大事なところかなとは思うのですけれども、ちょっと隣の鹿部町で副業解禁といった取り組みをいち早く、全道で初と言われております。先に全国的に見て解禁している自治体を見ても、職員の収入向上というところだけではなくて、あくまでも公共活動への手助けだとか町の発展、活性化につながる活動といった部分で許可を設定しているようであります。そういった中で、お隣の鹿部町の取り組みは非常に先進的な取り組みであるのかなと関心を持ったところで質問させてもらっているのですけれども、森も鹿部も漁業者がとっても多くて、養殖事業なんかが盛んに行われているのですけれども、集中した時期に多くの人手、アルバイトが必要な事業であるのはご存じのことかとは思われるのですけれども、自分も学生のころとか毎年森に戻ってきてアルバイトしてきたというのを今思い出しているのですけれども、鹿部町の件が新聞に出てから漁業者の方にちょっと聞いてみたところ、人手を確保するために時期や時間帯ずらしてやっていったりなんかして、何とか人手を確保しているというような話がありました。そういった中で鹿部町の新聞の記事を見て、すばらしい施策ですねというようなお話をしていたものですから、最初のほうにでも申しましたけれども、職員にこれを解禁したからといって強要するということも絶対あつてはならないですし、希望者が誰もいなかったらそれはそれで仕方ないのかなと思いますけれども、隣の町の取り組みが先進的だというふうにクローズアップされている中で、当町も情報収集からでも始めるべきではないのかなと思うのですけれども、その辺を再質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

昨今いろんな自治体、全国津々浦々でこのように副業の解禁ということでニュース、それからメディアでも取り上げられております。逆もあります。自治体がこういう能力にたけた人、能力を持っている人が欲しいと募集して、数百人の募集を受け、その中から優秀な人間を選んでいるという、そういう自治体もあります。ですから、ただ今回の河野議員の質問はどちらかというと作業員、働く方の確保ということで、地域が働く人の確保に大変苦労しているところを何とか補いたい、そういう考えからの質問かと、そのように私受け取っております。そういう中でいろんな情報、内容については全て私どものほうで掌握はしております。その内容についても当然分析した上で、やっぱり大事なものは、議員の質問にもありますように、強要、強制すべきでない。とにかく本人のやる気、それから当然肝心な仕事に支障を来してはならない。この辺を踏まえるのであれば、やはり私も職員の中でも積極的にそのような、それをクリアしながら町内の企業をちょっと手伝ってみたいと、そういうものがあれば当然考えていくべきと、そのように思っております。情報収集に関しましては、町内の逆バージョンの情報も私どもちゃんと掌握していますし、研究はしております。今後についてももし町として取り組めるものがあれば取り組みたいと思います。

また、先ほどありました、意向調査、ありましたね。意向調査について聞かれていませ

んけれども、これは意向調査した場合にやはり期待をしてしまうと。うちで何人欲しい、何人よこしてくれと、町内全体からそういう意向をとった場合によこしてくれるのだろうなど、そういう期待が膨らんでしまう。その期待を裏切るわけにはいきませんので、やはり職員の中でぜひこれに取り組んでみたい、そういう積極的な職員がいれば私後押しするつもりであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） 繰り返しになりますけれども、あくまでも希望する職員の方がいたらいろんな選択肢を準備してあげるのも雇用主といいますか、町としても大事なのかなというふうに思っております。この副業の解禁というようなニュースを見て、地域の労働力の一助になればという部分、公共的な部分という基軸はずらせないと思いますけれども、またもう一つ、近年いろんな家族形成や余暇ですとか趣味、嗜好が変化して、やはり本業以上に収入が必要な世帯というのが多いのかなと。また、子供の進学とか、そういう時期を迎える世帯では本当夫婦共働きで必死に資産形成、全力で取り組んでいるといった事実もありますので、特にそういう年代の世帯というのはこういう副業解禁については歓迎するのではないかなというふうに思っています。さらに、年金2,000万円問題というのがちょっと前に話題になったと思うのですが、本業で足りない分は副業で得ていくといった時代が到来してしまうのではないのかなと。今まで社会全体で一つになってさまざまな福利厚生を実現してきたかと思うのですが、これから少子高齢化、大きなハードルとなって持続可能な社会保障が難しくなっていくと予想されている中で、職員の方々が副業がもし可能になって、副業によってプラスアルファのしっかりした資産形成をしていければより安心して定年を迎えることができるので、職務にも専念できるのかなという一面もあると思いますので、その辺について町長のお考え聞かせていただけたらと思います。お願いします。

○町長（梶谷恵造君） ところどころ体は大きいのに声が小さいので、聞きづらかったところがありますが、お答えいたします。

まず、私、結構、今報酬のことをお話しされたので、報酬少ないけれども、若い職員にはまずはしっかりと仕事を覚えてほしいと、まずここが基本です。仕事もきちんと覚えながらでもできる能力のある職員であればいいのですけれども、また恐らく最近の若い方々、人生設計をきちっとされている。何年までにこういうふうにしてとか、貯金をためてとか、そういう、いつになったら嫁さんもらうとかいろんなことをきちんと計画されているのかなと、そのように私考えます。そのような中でもとにかく町の中では労働力が欲しいというお考えもわかるのですけれども、できればただ牛や馬のように働くのではなくて、職員の能力をさらに高めるような、そういう職場に行きたいということで積極的に考えていただければ、恐らく仕事にもいろんな活力や、それから広がりを持った取り組みができるのではないかなと、そのように思っております。

そして、情報としてつけ加えますと、副業で隣町でも解禁というか、許可しておるのは休日だけです。平日は、これは許可しておりませんので。それから、我が町で考えますと、一年じゅういろんなイベントがございます。あるときには全課から職員の応援をもらって取り組まなければならないものもある。そういう通年でなかなか時間が難しい職員も中にはおります。でも、時間を有効に使うということは職員の能力をさらに高めることにもつながりますので、いろんなトータル的な基本的なことを外さないように取り組みたいという職員がいれば、本当に、先ほども申し上げましたけれども、私は背中を押して、また頑張らせたいなと、そのように思う次第です。

以上、再々質問の答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（野村 洋君） 自治体職員の副業についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、6、公民館への昇降機設置について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

公民館への昇降機設置についてということで、公民館は地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしています。公民館は、仲間同士が生活の中で気軽に人々が集うことができる場であり、みずから興味、関心に基づいて、また社会の要請に応えるための知識や技術を学ぶための場であるとされ、地域のさまざまな機関や団体の間にネットワークを形成することを促し、人づくり、まちづくりに貢献しています。森町公民館は、年間約2万5,000人ほどの利用者があると聞いておりますが、高齢者や障がい者の視点から、バリアフリーの観点から現在までの取り組みや車椅子などの方などへの対応についてお聞きします。

また、過去何度もバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の観点からエレベーターや昇降機などの設置の要望がされてきましたが、いまだに実現されていません。その理由をお聞きします。

そして、いま一度高齢者や障がい者の方が差別されることなく社会参加することができる機会の確保という観点から公民館へのエレベーター含めた昇降機設置の可能性と利用者の利便性のための修繕や改修、整備についてお聞きしたいと思います。

○教育長（増川正志君） お答えします。

これまでの取り組みですが、正面玄関前のスロープ、屋内外階段への手すりの設置、洋式トイレへの改修など設置や改修が可能なものについて整備してきております。平成24年

度の耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことが判明したことから、昇降機等の設置には構造上の課題や大幅な改修に伴う多額の費用を要するため、将来的に建てかえを検討する中で昇降機等の設置を含めバリアフリー化に対応してまいりたいと考えます。利用者の利便性のための修繕や改修、整備については、利用者の意見も踏まえ、可能な範囲で行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 要するに建てかえを控えた中で、耐震化も満たしていないのでやらないという形の答弁だろうと思います。それで、昔から、私が知る限りではもう何十年前からそういう要望はあったのだと思います。それがいまだにされなかったということは一体どういうことなのかなというまず1つ大きい疑問があります。そして、今回、例えば森町教育大綱において書かれていることがあります。その一つの中を見ると、生涯学習の場となる施設、設備の充実に努めますと。さらにその中を見ても、子供や高齢者、障がい者が利用しやすいような施設の改修、管理運営の工夫、公民館の施設整備、設備機能の充実、適切な維持管理、これは今までなかったことなのですが、文化センターの整備の検討という形が書かれています。それ以前の、これ平成30年から平成34年までの期間の計画として大綱なのですが、その以前の、その前のことどういうふうにかかれたかといいますと、それは平成26年6月になっています。それは28年から29年度で2年間の大綱ですけども、その中では子供や高齢者、障がい者が利用しやすいよう施設の管理運営を工夫するとともに、バリアフリー化の促進を図りますというふうに書いているわけです。そこからすると、当然障がい者、高齢者の方が利用しやすいものにつくりかえていなければならなかったはずなのです。それがいまだにない状態になっているかということ、なぜなのかという、先ほど答弁いただきましたけれども、それは実際業者の人の話を聞いたのでしょうかということ、その辺をまず聞きたい。

それと、実際に私現場を見た中で、中央からの入り口のほうの階段というのはちょっと無理があるかなとは、防火扉もあるということで無理だという話は聞いていますけれども、見ていますけれども、奥の北側というのかな、奥のほうの階段があります。ほとんど、通路的にはあそこのほうが広いわけですね。そして、利用者がいない中で、とすれば設置するとすればそこなのかなとは思ったりもしていますけれども、その辺はこういうことを含めて検討しているのか。さらに、どの程度要望というのが寄せられてきているのかということです。そして、平成22年にいわゆるバリアフリー法、バリアフリー化法というのが設定されて、法律ができて、森町の場合そういうバリアフリー化をどうやって進めるかという方針はないのだと私理解しているのですけれども、今後公共施設に対してのバリアフリー化をどう進めていくのかということ考えているのかどうかをお聞きしたいということと……まずその辺です。

それと、資金的な問題なのですが、財源的なことで、教育長はどう考えているかわから

ないですが、文化センター建設基金というのがありますよね。これは、新しい文化センターを建てるための基金として積み立てられて、ここ多分何十年も増額というのはないのかなと思ったりもしていますけれども、1,300万ほど積み立てられています。これを活用すれば財源的には問題ないのではないかと私思うわけです。とすれば、もし、条例的にも設定されていますから、それを使えないと、ちょっと無理だとすれば、その条例自体を変更して、使えるようなものにしていく必要があるのではないかなと私思います。さらに、新しく文化センターを建てるという方向では検討するとは言っていますけれども、将来的に5年、6年先の、今からやっても5年、6年先になってしまうわけですよね。とすれば、去る5年、6年、さらにまたそういう不便をかけるような状態にしておくのか。それはちょっといかがなものかと思しますので、その辺を含めた形で再質問させていただきます。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えします。

議員おっしゃるように、私も公民館を利用される高齢者、また障がいをお持ちの方に対して不便をかけていることは非常に感じております。さまざまな声も聞いております。先日も例えば500人ほど集まった文化講演会でもありました。また、その前には1,000人くらい集まる文化祭、展示、舞台の発表もありました。そのときも高齢者の方々を見ております。例えばご家族に支えられて2階講堂へ上がってくる姿を見ております。また、ご友人と一緒に、ともに手をつなぎながら階段を上っていく姿を見ております。そういった中、例えばそういう催しが終わった後、文化講演会でもそうですけれども、発表ですけれども、今日の舞台は良かったとか、来て良かったという声を聞いて、申しわけないと思いながらありがたく思っているところでもあります。そういった意味で、いろいろご不便かけておりますけれども、まずバリアフリー化に当たってはやはり平成24年度の耐震基準を受けて、今後建てかえの方向で検討するという、このことについてこれから整備がどうあればいいのか検討すべきだというふうにして考えております。また、文化センター基金の設置の適用ですけれども、これについてはまだ計画もしておりませんし、また北側のほうの階段のほうも見ていますけれども、やはり構造上の課題も大きいということで、まだ計画にも至っておりません。さらに、障がい者の差別禁止法においてはやっぱり重過ぎない負担の範囲の中で対応するというのをうたわれておりますので、そういったことも考えて、今後将来的に建てかえを検討する中でそういったバリアフリー化に対応していきたいというふうにして考えているところでございます。

以上です。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっと静粛をお願いします。

再々質問。

○14番（松田兼宗君） 先ほど言いましたけれども、24年、耐震化の診断で、それからもう何年たっていますか。6年です。とすれば、少なくとも耐震化を診断した後にもう10年以上これから計画して建てようとするれば放置される形になってしまうわけです。それを認

めるのですか。認めるというか、それだけ森の町というのは障がい者や高齢者の方に優しくないまちづくりやるということになってしまうわけです。それを認めて、今後続けるのですか。そもそも今回のこの質問の話というのは、文化祭の中で議会側でやっている議会議カフェをやっている中でその話が持ち上がったわけです。さらに、その後に砂原地区の方々、展示している方々の声として、本当は砂原地区ばかりではなくて、砂原の人たちのあっちに参加している人たちは森のほうにも参加したいという意向持っているというのです。だけれども、階段があって、難しいと。なかなか大変だから、ゆるくないから、要するに参加できないのだという話を聞きました。そういった中で、こういうことがもう何十年も続けられている状態というのは、もう放置すべきではないのだと思います。

それで、再度伺いを、どう考えるかということなのですが、我々もそうですが、皆さん方も年がいくつとくるとやっぱり楽しないとあの階段で荷物を持ち運ぶというのはもう無理な年になってきているわけです。できるだけそうするとすれば、障がい者や車椅子のままで乗せられる、乗って移動、昇降機というばかりではなくて、荷物の運搬をする上でも非常に助かるのです。とすれば、今まで文化祭にしても、森でやる文化祭については参加者が増えてくる可能性があるわけです。先ほど教育長も言っていましたが、いろんな、何千人も使われている人たちがまだ増えるのです。そういう階段があるから、ここの公民館は階段があって、行きづらいから出ていない、出られないのだというふうに思っている方たくさんいるわけです。その人たちの意を酌む中で何とか早急に対応すべきだと私は思うわけです。再度その辺、教育長ばかりではなくて、財源の問題もありますので、町長のお考えも伺いたいと思いますので、それを再々質問にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 教育長。

○教育長（増川正志君） 再々質問にお答えします。

先ほども述べましたが、公民館では約2万5,000人ほど利用していただいております。そのうち高齢と呼ばれる方については約6割程度利用されていて、そのうちさらに階段を上っていかれる、2階講堂を利用する方はまだ約20%から30%の方というふうにして聞いております。それ放置するということではなくて、先ほども申し上げましたように、重過ぎない負担の範囲で対応するという事で考えて、今後も要望を踏まえつつさまざまな面で修理、改善に努めていきたいというふうにして考えておりますし、また将来的な建てかえについては、9月議会で町長が述べているとおり、これから考えていくことだというふうにして、私としてはそれ以上でもありませんし、それ以下でもありません。ただ、先ほども、繰り返し述べますが、さまざまな声に耳を傾けながらできる範囲について改修、整備に努めてまいりたいというふうにして考えているところであります。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問に私からもお答えいたします。

いろいろと財源の確保等もあります。それから、議員、公民館を本当に強く改修してほ

しいということでご要望ですけれども、町としては保育所、幼稚園、その他小学校、中学校の今後の大規模改修、いろんな懸案事項がございます。トータルで考えた場合にやはり優先順位としては早期にやらなければならないというのは、先ほど教育長が答弁したように、思いはありますけれども、でも全てを一遍にするということとはできないので、そこから考えますと、いまして町民の方には幼児教育、まずは子供たちの教育に関することがまず私は優先かなと教育長とも話してございます。そういう中では、町民の人たちにはもう少し公民館の改修についてはご理解いただいて、ご協力願いたいと、そのように思います。内容について部分的な部分は、教育長も申しているように、いろんな点で協力しながら、それからもし重いものを上に上がれないのであれば職員が手伝いながら、いろんなことができると思うのです。そういうことをしながらやっていきたいと、そのように思います。

以上です。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 答弁漏れ。確認。

(「はい、答弁漏れというか……」の声あり)

○議長(野村 洋君) どうぞ。

○14番(松田兼宗君) どうも勘違い。財源の話をお金かかるからだめだというような言い方しているのですが、昇降機というの幾らかかるかわかっていますか。私が聞いているのは300万程度なのです。300万程度のものを設置するのにそんな財源がないとかという話ではないのだと私思うのです。どうも町長の話聞いていると、建てかえの話を想定して言っているのかなと思いますので、その辺再度、その程度の金額のものなのです。再度そのこと踏まえた上でちょっともう一度答弁いただきたいのです。

○教育長(増川正志君) 再々々質問にお答えしますけれども、議員おっしゃっているのは自走式の昇降機のことでしょうか。

(何事か言う者あり)

○教育長(増川正志君) 自走式昇降機に当たっては、私も学校教育の現場でそういった場面を見ておりますし、使用しておりました。やはり自走昇降機を今の公民館に設置することになれば、今の階段の構造上非常に安心感のない危険な状況になるというふうにして今考えているところですので、自走式の昇降機についても今導入の考えには至っていないところであります。

以上です。

○議長(野村 洋君) 公民館への昇降機設置についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、⑦、①、除排雪作業について、②、適正な補助金の交付について、③、町民税等の滞納にかかわる延滞金の扱いについて、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

まず最初に、除排雪作業についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、除排雪作業について質問いたします。

今年1月から2月にわたって森町住民の皆さんの要求アンケートを実施いたしました。アンケートの要求で多かった一つが除雪のことでした。中でも高齢化やひとり暮らしが増えてきている中、除雪車が入った後に残された家の前の重たくかたい雪の塊の始末のことです。シルバー事業団にお願いする方もおられますが、降ったときは一斉ですから、なかなか回ってくるまでに時間や日数がかかるのが実情です。また、交差点や丁字路などでは、車の出入りに困難を来す状況も多々あります。こうした事態にできるだけスピーディーで、できるだけ除雪の雪が残らないようにという要求が多かったのです。そのためには除雪車による除雪の仕方や巡回の工夫、除雪車の除雪後に対応する体制づくりが必要と考えます。今年も雪の季節を迎え、切実な要求として上がっているできるだけスピーディーで、できるだけ除雪の雪が残らない除排雪作業が急がれます。今までの冬期就労対策事業として行っている除排雪作業を振り向けることや除雪車の運行、除雪の仕方等も含めていろいろと工夫や知恵を出して、ぜひ要望に応える除排雪作業の実施について町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

除排雪作業については、広報12月号でもご理解とご協力をお願いしているところですが、積雪深10センチ以上となった場合に町道の幹線を優先し、次いでその他の道路や公共施設の駐車場などを除雪しております。出動基準10センチですが、路面状況や気象状況によりそれ以下でも出動する場合があります。

さて、玄関前に残された雪の処理ですが、基本的には各家庭での処理をお願いしておりますが、特に湿った大雪の場合は大きな塊になりやすく、除雪車からこぼれる場合があります。パトロールなどで確認後、通行に危険であると判断されるような大きな塊のときには取り省くケースもありますが、通常時の降雪で寄せた雪は原則各家庭での処理をお願いしております。

次に、排雪作業ですが、特に通路幅の狭い地区はまとまった雪が数回降ると交通の支障となる場合があります。交差点などを中心に重機による排雪を行っております。重機の入れない歩道や交差点については、冬期就労対策事業を活用し、人力による排雪を毎年行っております。今年度の除雪体制につきましては、委託業者と直営の重機を合わせて44台を予定しております。それぞれ大きさも性能や構造も異なることから、一様な対応は難しいものがありますが、大雪の場合は毎年行っているとおり1回の除雪だけではなく、2回目、3回目と除雪をいたします。玄関前はスピードを落とし、雪がこぼれないようこれまでも指導しておりますが、今後も町民の皆様のご協力をいただきながらスムーズな除雪を進めて

いきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 今町長のほうからお話ありましたように、広報で今回協力も含めて町としてどのような形でやるかという形で報じられているのは私も目にしています。森の場合、それこそ除雪、非常によく頑張ってくださってたり、また先ほどお話ありましたように、冬期就労の道路幅を拡幅するという形でこの間の除排雪、それで道幅や見通しが良くなるというようなことで喜ばれている部分も多分にあるということは私も承知しているところです。ただ、私が今問題にしているのは、玄関前ということも含めてなのですけれども、幹線道路を除雪したときにかなりの部分で大きな塊の雪が取り残されてしまっている状況がかなり見受けられて、しかも最近お一人暮らしとか高齢化が進む中で重たい雪を、ふだんの、身近な自分のところにある雪であればそんなに固まっていませんから、それほど大変な労力なくても除雪作業は可能かと思うのですけれども、除雪車が入った後の雪というのは、今町長がお話しされたように、湿ったときは殊さらですけれども、そうでなくてもかなりの塊となって残るとというのが現状かと思うのです。そういうような状況の中で、それこそボランティアということで隣近所も含めて協力し合いながら除雪してもらったりしているという方もいらっしゃるのですけれども、そこを支援するというか、励ます上でも町として何らかの手助けができないだろうかということが今回の質問に立たせていただいた内容なのです。その具体的な問題として、先ほどの中でも言ったのですけれども、今実際に道路幅を拡幅するという形で行われている冬期就労支援事業の部分の除排雪を、このように雪が多く降って、かなり雪をどかした段階で塊が結構出てくる可能性があるというか、出ているという状況の段階であれば、今まで拡幅ということを使って就労支援事業のほうの方々に対してそういう残り雪を除雪する作業のほうに振り向けるとかということなんかも含めて検討する余地はないのだろうかということなのです。また、社協なんかでも小型除雪機の貸し出しとかしていますし、ですからそういうようなのも、とにかくあらゆる手段というか、連携をとりながら今言ったような残された雪の処理に困っている方々の要望に応じていくような体制づくり、そしてまた除雪車の技術的な部分も含めて向上を図っていくということもあわせてとにかく知恵や工夫を凝らして、少しでも楽に除排雪後の残り雪を解決するという方策をぜひとも積極的に町が音頭をとるというか、そういうような形で取り組む必要があるのではないかと思うのですけれども、そのあたり今までどおりとかということではなくて、もう一步工夫を凝らす形で今までのやってきたことを見直す、そういう取り組みが必要なのではないかと思うのですが、そのあたりについてぜひ再質問でご回答願います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

除雪というか、降雪時の除雪体制というのは国道、道道、町道と各それぞれ担当部局があります。そして、町の方々は全て除雪に対しては町に対する期待というのかな、何かあ

ると当然うちの担当のほうに何とかならないかと、そういう苦情が、苦情というか、要望は常に寄せられております、冬になると。私どものほうから逆に国道の開発局の管理しているところ、それから道道を管理するところ、それなどにも連絡する場合がありますし、そしてそれでもやっぱりどうしても通行の妨げになるということで、障害になるような大きな塊は町のほうで気をきかせてというか、優遇してやっている場合があります。そういった部分で、恐らく独自のアンケートのとられ方をしたようではすけれども、本当に町道に対する要望かもしれませんが、ひょっとしたら国道に対する要望なのかもしれません。その点につきましては、私ども開発局ときちんと連絡をとりながら、まずは初動態勢、要望しているのは町の除雪が出る前に開発局の除雪が出てほしい。一番は大きな幹線道路が出てほしい。幹線道路というのは時間が、短時間でやらなければならないので、必ず交差点に雪を残していきます。次、当然道道もそうです。その残った雪を町の各それぞれの担当している除雪の担当業者、もしくは直営が全てきれいにかいて、交差点をきれいにしている、これが一番理想的なかき方なのです。こういうことすると、こういうふうにすると本当に玄関前に大きな塊が残るということはほとんどない。ところが、雪の降るタイミングというのは何か意地悪なもので、金曜日の夜ですとか休みの夜に限って降る。そうすると、国道、道道の初動態勢が整わない。でも、町道の除雪業者さんはすぐ出れる体制にありますから、順番が逆になってしまう。町道が先にかいて、国道が後でがあとと来ると、やっぱり何カ所か、毎年時々そういうことがありますけれども、車が通れないとか、それから大変通行に支障を来すというようなことがございます。町としてできる限り本当に雪を一般住宅の前には残さない、そういうかき方は、先ほども申し上げましたけれども、業者にもきちんと注意してございます。そのときによって、オペレーターがかわったとき、それからもうちょっと練習が必要だなという人がいたときにひょっとしたら残っている可能性もございます。でも、そういうのは担当課がきちんとパトロールして、解消するように取り組んでおります。ですから、もっともっと本当にサービス良くしてあげたい気持ちはありますけれども、一斉に降ったときにスムーズに、スピーディーにというのはちょっと無理がございまして、そこはぜひご理解いただいて、町民の皆さんやボランティアの皆さんに協力をいただきたいと思います。

以上です。

(何事か言う者あり)

○町長（梶谷恵造君） それでは、失礼いたしました。冬期就労に関しては、あれは事業として全体を、降り終わってからの話であって、その都度、その都度編成して対応というのはちょっと難しい状況がございまして。ですから、ずっと待てるのであれば、待っていたのであればそこは対応できるかもしれませんが、できるだけ急いでやってくれということは冬期就労使うことは無理です。ちょっとご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、除排雪作業についてを終わります。

次に、適正な補助金の交付についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、2問目、お願いいたします。

適正な補助金の交付について。さきの9月会議の決算に当たって、監査委員から提出義務を課した必要書類に不備があるまま受理し、補助金交付に至っている事案が認められたとの意見が出され、9月会議ではこの部分を含む一般会計決算等の認定第1号が不認定となりました。しかしながら、町側からこの件に関する何らの説明も見解もいまだ一切ありません。改めて監査委員の意見に対する町長の所見と町民に伝えない理由を伺います。

次に、町の補助金を受けている教対協の補助金活用について教育長に伺います。教育水準向上対策協議会は、会長が町長、事務局長が教育長、事務局員は教育委員会の職員、そして小中学校と幼稚園の教職員から成る学校教育部、心を育てる活動と健康をつくる活動を担う社会教育部から成っています。その活動の費用は、実質教育委員会からの補助金だけとなっています。この補助金の活用にあたって、本来教育委員会が担うべき事業に対して補助金を受けている教対協に負担させている実態がありますが、教対協のこのような補助金活用の実態に対する認識と所見を教育長に伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

監査委員の意見に対して私の意見を公にする必要はありません。

以上です。

（「もう一つある」の声あり）

（何事か言う者あり）

（「いや、町民に伝えない理由」の声あり）

（何事か言う者あり）

（「町長に聞いています」の声あり）

○議長（野村 洋君） ちょっと待ってください。町長、今の質問の中に、監査委員の意見に対する町長の所見と町民に伝えない理由を伺いますという質問ですけれども。

（「2つ目」の声あり）

○議長（野村 洋君） 2つ目というか、この後半のほうお答えにならないのでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） それも含めて所見を公にする必要はありません。

以上です。

○教育長（増川正志君） お答えします。

教育委員会が担うべき事業を当該協議会に負担させていることはありません。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質ある。

○11番（檀上美緒子君） お二人ともの答弁にはあきれ返るばかりなのですが、それでは改めてお伺いいたします。

一々監査委員が出した所見、意見に対して所見を明らかにする必要はないというお考えはあるのかもわかりませんが、こういう内容で意見が決算に対して出されたという

事実ですね、ちょっと読み上げますが、補助金交付規定に規定され、提出義務を課した必要書類に不備があるまま受理し、補助金交付に至っている事案が認められた。民間企業への補助金交付は、特定非営利活動への補助とは異なり、企業活動からの利潤へつながる部分もあるため、交付過程においてはより厳密な審査を行い、一層の透明性が確保されることを要請するという中身なのです。こういう監査に対する意見が出されたということに対して、表明する必要ないのかもわからないのですけれども、これにかかわってそして9月の議会でも討論がなされ、そして一般会計を含む第1号認定が否決されたわけです。それにも見解を何ら表明する必要があるということが今町長の言葉から聞かれて、なるほどと思ったのです。というのは、先月の広報なのですが、ここに平成30年度の決算の概要というのが4ページにわたって提示されていますけれども、中身ですから、それは事実としていいのですが、この決算が9月会議において不認定になったということは一言も触れていないのです。ですから、町民にしてみれば、道新ではそれを書きましたから、または議会だよりでもそれは書きましたから、わかるのですけれども、町として出した決算が議会において不認定になったということを町としてやっぱりきちんと受けとめなければならないし、そういう事態に至ったということに対する反省なのか、議会のほうがおかしいのだと言いたいのかわからないのですけれども、それならそういうような見解をある程度町民に示すのが筋だろうと私は思うのです。しかも、この中身というのは事実をまずきちんと認定するべきだと思うのです。監査委員が指摘した事実。書類が未提出であるという事実。これは、町がはっきり認めているわけです。というのは、グリーンピア大沼から補助金の交付申請が行われ、それに基づいて町は決定をしているわけです。その決定書においてはっきりとグリーンピア大沼が要綱の中で規定されている提出義務を課している文書が、書類が未提出であるということを認めているわけです。しかも、その理由がまた振るっていてもとんでもない理由だと私は思うのですが、その理由すら町はご無理ごもつともな理由ですと認めているわけです。そして、出さないかわりに町がグリーンピア大沼にかかわって外部団体に依頼して、決算状況を求めると。データを求めると。それを添付しているということなのです。だから、規約、要綱自身を破っているということ、この事実はお認めになると思うのですが、そういう事実をどう解釈されているのか。しかも、出していないということをはっきり言っておきながら、何とグリーンピア大沼が補助金を交付する際、申請書を出すわけです。その中に、驚くなかれ、明確に添付書類として出していないとみずから認めている書類、前年度決算書、これを提出していることになっているわけです。こういう全く要綱違反の事実、これをまずきちんと認めていただきたいこととこういう形で補助金を出しているということに対してどう思われているのか。問題ない、当然のことなのだという解釈になっているのかどうか、そのあたり明確に答えてもらいたいのが町長に対する質問です。

それから、教育長に対して、やっていませんというのは明確に答えられましたね。それも全く驚きです。まだ今年の分についてはこの書類が届いていませんから、昨年度の分の

ものは出ていませんけれども、私が議員になってからいただいた27年、28年、29年、この教育委員会が発行している事務業務の点検評価報告、この中に主催が教育委員会である行事、具体的に言いますとイングリッシュキャンプです、1つは。もう一つは子ども体験フェスティバルです。これは、教育委員会の主催になっています。それに対して教対協がその経費を全額持っています。これって教育委員会の行事を教対協に出させているということではありませんか。

それと、もう一つ、「もりの教育」という機関誌、発行していますね。これは、17年度の12月から教育委員会と教対協と合同の会報になっていますが、それまでは教対協の会報として発行されていました。ですから、当然全額教対協が持つという形になるのでしょうけれども、だけれども内容は、その以前から含めてですよ、教対協の機関誌として出されていたときから今現在も含めてですけれども、「もりの教育」の内容というのはまさしく教育委員会が担っている森町の教育、文化、芸術、スポーツ関係のほとんど全ての団体の内容です。ただし、文化協会と保育所児童の作品だとか活動については触れられていませんけれども、それ以外はスポーツ少年団だとか、公民館の行事だとか、図書館の内容だとか、体育協会の行事だとか、それらも含めて載っています。ですから、教対協というよりは教育委員会が担うべき広報紙だろうと私は思っているのです。しかも、先ほど言いましたように、2年前から共催になっていますが、いまだに財源は全て教対協の財源で賄っています。補助金をもらっている、補助金を出している教対協に当然本来であれば教育委員会が担うべき財源を出させるということはいかがなものかと思うのです。なぜそういう回りくどい出し方をしなければならないのか。はっきり教育委員会であれば教育委員会が出すべきであって、しかも補助金というのは受ける団体の活動なり、広報なりを担うために補助金を出しているのもあって、そういう趣旨からいっても全くおかしいことではないかなと思うので、今やっていませんと言ったことも含めて否定していただきたいと思うのですけれども、あわせてそれに対する見解もお聞きします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時35分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いてただいまから会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

長々と大変詳しい再質問ですけれども、その部分については今ご本人が上告をされた、そういったグリーンピアの裁判の部分にもかかわってまいります。以前からこういったかわりのある部分については、町からの説明は控えさせていただいておりますけれども、今回の部分につきましても関連がございますので、答弁は控えさせていただきます。

もう一点、監査請求などの先ほどの対象になっている、その部分についても同様でござ

います。私のほうから答弁するということではなく、これについても先ほど所見を公にする必要はないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○教育長（増川正志君） お答えします。

まず、一質において教対協に負担させている実態があるとすればということでしたので、そういうことはありませんと述べました。これは変わりません。

次に、実態ないのですけれども、もしかしたら協力事業をもって負担させているのではないかと。例えば協力事業ありますよね。イングリッシュキャンプ、それから子ども体験フェスティバル、関連協力事業ということで私ども押さえています。それをもって負担させているのではないかとおっしゃっているようだけれども、そもそも教対協の補助金の支出については教対協の会則、規則にのっとって総会の中で協力事業という形で開催する旨了承を受けて、補助申請をしております。教対協の目的に合致していることから、補助金の交付がなされており、教育委員会主催の事業の中で共同で開催しているというふうな活動であってもその目的に相違があるような事業の執行はしておりません。また、「もりの教育」でいえば、教対協の活動に、教対協ですよ、教対協の活動に学校教育、社会教育の向上、発展というのが第一義の目的なのです。学校教育部、社会教育部の向上、発展ではないのです。そこは誤解しないでください。その成果を住民に対して広報活動行っていくことが事業内容になっています。ですから、学校教育全般のことが載ったとしても、社会教育全般のことが「もりの教育」に載ったとしても何らおかしいことはありません。ですから、掲載内容には全く問題はないのではないかとこのようにして考えておりますし、先ほど教対協と「もりの教育」の冒頭に教育委員会が共催で書いてあるのではないかとこのことも言っていますが、掲載記事の編集はおおむね総括事務局である教育委員会の職員が携わっております。連続的な発行事務作業として編集記事の調整を行った後、印刷業務として印刷費を支出しているのですから、教対協と教育委員会を併記しているところであります。ここについても別に問題はないのではないかとこのようにして考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ですか、質問。簡略に。

○11番（檀上美緒子君） 驚きの一言なのですが、まずグリーンピア大沼の件なのですが、裁判で問われているから一切答えないという姿勢が私はまずもって問題だと思うのです。はっきり言って、この問題は裁判でも扱ってはいますけれども、本流ではないのです、その部分は。だけれども、今それはちょっとおいておいて、あれなのですが、今私が問題にしているのは9月議会で監査委員が問題として指摘した中身なのです。書類が不備だという中身は一体何なのかということを具体的に明らかにしたのです。わかりますか。要綱に完全に違反した形で交付されている。しかも、虚偽の記載があるにもかかわらず、何ら問題視をしていない。これは、3月議会で私が一般質問で一般的な補助金の質問したときに町長が答えました。今のうちの段階では大きなそういうような誤りというか、間違った補

助金の交付なんかしていませんとおっしゃったのですが、こういう監査委員にも指摘されている要綱違反の補助金交付が大きな問題だというその事実、まず事実をきちんと認めてほしいと思うのです。認めて、そのことが本当に問題だという意識になっているのかということなのです。問題なのに問題と感じていないという、まさしくある意味ええと本当に驚きを禁じ得ないわけなのですから、まず町長に聞きたいのは要綱違反の補助金の支出、はっきり言ってこれ町が出している書類ですから。これは裁判云々とかと言いましたけれども、裁判で得た資料ではありませんから、これは。

○議長（野村 洋君） 壇上議員、1人の一般質問の時間って1時間に限定されているのです。ですから、時間余り残りなくなってきましたから、簡略に進めないでちょっと整理できなくなるのでないでしょうか。

○11番（檀上美緒子君） わかりました。ですから、まず違反した補助金の交付をしているという事実、これをはっきり認めて、これを是正するというを私は明言してほしいと思うのです。違反していないなら違反していないと、こういう理由で違反にはならないよというのだったらそういう答弁をいただければと思います。私は、違反していると思っていますのです。だから、それをはっきりさせていただきたいのと、教育長に聞きたいのはそれでは教育委員会って何やるのという話なのです。教対協が全ての学校教育、全ての社会教育を担ってやっています。では、教育委員会要らないで、教対協の事務局だけでオーケーではないかと私は逆に言いたいのです。教対協というのはなぜつくったかという、今言われたように、全般的な部分はあるでしょうけれども、その中でも学校教育部というのをつくって、幼小中の教育環境なり、活動なり、そして社会教育部として使って、心を育てる、健康を育むというような、主にそういう内容で森町の社会教育に貢献しましょう。もっと言えば、社会教育と学校教育、家庭教育を統一した形で森の教育水準を上げましょうという形で教対協というのは発足したはずなのです。とすれば、これが本当に十分やっていたらコミュニティ・スクールなんて新しい考えは私は出てこなかったのだらうなというふうに思っているのですが、それはいいのですが、とにかく今の教育長の説明からいくと、教対協が全て担うのだったら教育委員会要らないでしょうという話なのです。そのあたりの見解についてお聞きします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

違反しているというふうな考えは私持っていません。

以上です。

○教育長（増川正志君） 再々質問にお答えします。

どうも何か過大、拡大解釈が大き過ぎると思うのですけれども、「もりの教育」の中で教育全てなんて担っていません、「もりの教育」で。さっき「もりの教育」の話していますよね。

（「最初の話」の声あり）

○教育長（増川正志君） そうですよ。

○議長（野村 洋君） 個人的なやりとりしないでください。

○教育長（増川正志君） 教対協で森町の教育担っているはずなんてありません。

（何事か言う者あり）

○教育長（増川正志君） していません。ちょっと……。

○議長（野村 洋君） 個人的にやらないでください、個人的に。議会ですから。

○教育長（増川正志君） もう一度確認しますけれども、教対協の会則は、目的は森町
の教育水準の向上を図ることを目的とするのです。そして、事業の中で住民に対する広報活
動を行うのです。それには学校教育、社会教育の向上、発展と施設整備の充実を図るため
にそういうことを行うのです。その運営のために学校教育部、社会教育はあるのです。で
すから、「もりの教育」の中において、記事の中において学校教育全般、社会教育全般扱
って何が問題なのですかということ私は言いたいわけです。拡大解釈はぜひやめていただ
きたい。

以上です。

○議長（野村 洋君） 3問終わりましたので、この件については、適正な補助金の交付
についてを終わります。

次に、町民税等の滞納にかかわる延滞金の扱いについてに入ります。

○11番（檀上美緒子君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

○議長（野村 洋君） マイク入っているかい。

○11番（檀上美緒子君） 町民税等の滞納にかかわる延滞金の扱いについて。

さきの森町議会9月会議で監査委員から町民税等の未納額に延滞金が加算されておら
ず、徴収がなされていない。法令を遵守し、速やかにこれを是正し、法意になかった体系
となることを強く要請すると意見が出されていたことが明らかとなりました。そして、こ
の件が新聞報道されて、町民の方々から疑問や怒りの声があり、議会としても10月に全員
協議会で改めて監査委員と町からの説明を受けました。しかし、いまだに直接町民への説
明が行われていません。町民にとって直接かかわる重大な件にもかかわらず、町民には新
聞報道だけで、町からは何も知らせないとは余りにも無責任で、誠意のない態度と言わ
ざるを得ません。町のこのような対応に反省を求め、次の点について町長に明確な答弁と所
見を伺います。

1、このたび文書で監査委員の指摘を受けたことに対する所見。

2、今まで延滞金を加算、徴収しない、つまり減免してきた根拠。

3、町民に対するこの間の経過と今後の延滞金加算徴収に当たっての説明や納税等への
理解、普及、啓蒙への取り組み。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

税の滞納にかかわる延滞金の扱いについては、本税を完納していただくため猶予期間を
設けたり、一括納付を認めてきた経緯があります。延滞金の減免についても納税者の負担
軽減、弱者対策として地方税法でも減免規定があり、今日までそれを準用してきたところ

です。今後につきましては、10月11日の議会全員協議会で副町長からお答えしたとおり、準備、整備を進め、町民の皆様に周知、啓蒙をして、実施していく考えです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質。再質問。

○11番（檀上美緒子君） 1点目の監査委員の出たことに対する見解がなかったのですが、1点目で監査委員の見解には所見を述べる必要がないということなのかなというふうにして思っ、理解はしたのですけれども、私が非常に問題だと思っているのは、まず1つは今回9月議会で文書として監査委員のほうから意見としてこの延滞金が徴収されていない、加算されていないということが指摘されたということで、議員としては恥ずかしながらこれでわかったのです。だけれども、町側としてはもう3年前から口頭で監査委員会、監査委員のほうからこの問題については指摘があったということなの。にもかかわらず、何らそのための方策をとらず、今町長の答弁を聞きますと、地方税法の免税の減免の部分、そして負担軽減や弱者救済を理由にしているわけですが、ということは2番目で聞いていますけれども、今まで取り組んでこなかった加算、徴収しなかったという理由は地方税法の減免措置の条項に沿った中身としてやったということなのでしょうか。だけれども、ここで地方税法で言われているのは特別に災害だとか、そういうような状況があったときの減免なのです。しかも、私が思うに町税においては、町条例においてはこの滞納金の延滞金の減免措置という規定は一切ないのです。だけれども、介護保険料においてはあります。介護保険料の場合は明確に延滞金の減免措置をするということがはっきりうたわれているのです。延滞金、第7条の3のところに特別な理由があると認めるときには延滞金を免除することができると、こういう規定がはっきりしているのであれば、私は延滞金を免除するということはあって当然だと思うのですが、町税においては一切そういう規定がないわけです。にもかかわらず、一律に減免措置をして、そして整理機構に出す部分だけは延滞金も含めて徴収しているということは余りにも事務的な手続として誤りではないかと。それが3年前から指摘されているのに、何らやらないで、今回文書化されて、新聞に出て、議会にも説明を求められて、これは大変だと、だから見直しますという、その基本姿勢から私は間違っていると思うのです。やっぱりさっき規則に、グリーンピアで規則どおりにやっていますと言ったけれども、そういう感覚だから、規則違反してもそのとおりですとやっているのかなと思わざるを得ないのですけれども、全くもって規則を無視した形でやっている実態に対して私は反省をするべきだと思うのです。その反省の姿勢がみじんも見られないということが非常に問題だと思っているのです。ですから……

○議長（野村 洋君） 壇上議員、あと8分です。

○11番（檀上美緒子君） ごめんなさい。はっきり何に基づいて免除したのか。しかも、町が整理機構に出さないで、悪質なので、差し押さえをするといった案件であっても延滞金は取っていないということ確認しているのです、私、税務で。そういう状況の中で、本当に必要な弱者救済なり、負担軽減というのは私は絶対やるべきだと思うのです、

先ほど言った介護保険のところにあるように。きちんと理由を明らかにして減免措置をする、免除する、それは必要なことですが、一律、一切合財やらないというのは明らかに私は事務手続上のサボタージュだと思っているのです。そのことについてまずしっかり反省して、今後どうするべきかを言うべきであって、そしてまた具体的にどういう形で町民に対して説明するのか、啓蒙活動するのか、そのあたりについても具体的な見通しをお知らせください。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

ここ数年のお話ということでいろいろと再質問でお話しされておりましたが、70年前から一応この延滞金についてはどういう扱いをするかというのは過去さかのぼってそれぞれのその時代の市長、それから議会でも恐らくいろいろと考えながら現在に至ると、そのように思っております。ここ数年だけの話でそのようにばれたからとか、公になったからどうのこうのではないです。昔からやはり収入が安定しないというのは我が町の全体の中ではいろんな弱者救済としては考えなければならない案件だったのではないかなと、そのように思います。毎年毎年きちんと納税されている善良な納税者であっても、時には地方自治法に載っているように災害に遭って、一時的に納税ができない場合もある。そしてまた、産業によっては収入がきちんと毎月毎月の収入でなく、1年に1度しか収入がない、そういう産業もある。そういったことを全般的に考えて、今日まで一年間の間できちんと納税される、納税していただける、そういう方であれば最終的には延滞金は免除しよう、というふうにして取り扱ってきたものと思っております。私できるならばそれは今後もできたらそのまま延滞したいな、延期したいなと、そのように考えるわけですが、でもそれは恐らく許されない、一応法としてきちっとあるわけですから、では今後そこを考えていかなければならないなと。それは、指摘されている皆さん、それから本税と滞納税を中には勘違いされている町民の方々もおりますから、本税を減免してきたというふうに捉えて、記事を見て、新聞記事だけで判断されている、勘違いされている方もおられます。そういった方々にはきちんと理解をしていただかなければならない。本税は減免はしておりませんので、そういったことも皆さん方も恐らく町民の方々からご指摘受けているところはちょっと勘違いされている部分もあるのかなと、そのように思います。そういう中で、今後システム構築をしながら税の賦課を準備していくわけですが、その中で当然たまたまそのときちょっと一時的にお金が入り用になって、そして月々何回かの分納が滞った場合、今回は1回だけでも延滞金の対象になってきますから、それを事細かく取る。これは、逆に弱者に対して物すごく負担をかけることになります。その点を踏まえながら、万が一いろんな理由があって、正しい理由があってその月が納税できない、翌月に回ったり、少しずれる場合にはこれを救済するということも当然考えていかなければならない私たちの使命だと思っています。何でもかんでも法律どおりやればいいというものではない。そこは、法律は守りながらも、そこでやっぱり生活を救済するというのは町の務めですから、そこも含めて今後計画を立てていきたいと思っています。具体的にいつごろ

というのははっきり明言できませんけれども、まだこれからシステムの入札、構築、それから体制によって、今のままの体制では恐らく不足になると思いますので、人員の補充、そういったことも含めて準備が整い次第取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） あと2分ですけれども、やりますか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） 事実上できますか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） 簡単で。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、許します。

○11番（檀上美緒子君） 私は、基本的にきちんと法律であることはやるべきだと思っているのです。その上で、先ほど介護保険のところで言ったように、理由があれば免除しますということをすればいいのであって、今まで70年やってきたからあれだというのは、監査委員が指摘したようにまさしく漫然と慣例に基づいてやってきた何物でもないと思うのです。そこを私はやっぱりまずきちんと反省すべきだと思うのです。その反省の姿勢が何ら感じられないというのは非常に不満です。そして、先ほど言ったように、差し押さえしておきながら、悪質だと認めて、差し押さえしているのに延滞金はかからない。これっておかしくないですかという話なのだ。やっぱり一切かけていないという、それこそサボタージュ以外の何物でもないと思うので、その部分についてはきちんと反省すべきだと思うのですけれども、その件についてお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 滞納の処分に対してはいろんなパターンがあると思います。確かに悪質なものについては今後はきちんと法にのっとって延滞金を取っていくと、そういうふうに考えております。ですが、本当に善良な納税者、本当に普段からきちんと真面目に納税されている方でたまたま納税ができなくなった、そういった立場の町民に対しては本当に法を破ってまでも何とか守っていききたいと、そういうふうには考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、町民税等の滞納にかかわる延滞金の扱いについてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、8、鷺ノ木環状列石整備等について、議席5番、伊藤昇君の質問を許します。

○5番（伊藤 昇君） それでは、一般質問させていただきます。

鷺ノ木環状列石整備等について。国指定史跡鷺ノ木遺跡は、平成15年に森町教育委員会が発掘調査を行い、環状列石と竪穴墓域等が発見され、環状列石は道内最大規模であることから、平成17年に東日本高速道路株式会社と協議をして、現地保存が決定され、現在に至っております。環状列石は北海道、北東北の縄文遺跡群の構成資産でありましたが、平

成27年12月に構成資産から除外され、関連資産に位置づけられておりますが、その経緯はどのようなものだったのか。関連資産としての取り組みを今後どのように進めるのか。同遺跡は森町が他に誇れる国指定史跡であり、環状列石としては保存状態も良好であり、貴重な遺跡であります。平成26年度には遺跡指定範囲も広大な用地を取得して発掘調査をしている状況であり、遺跡の整備、保存などの具体的な取り組みをどのように考えられているか。また、年に数回の見学会を実施するなど町内外の方々に鷺ノ木遺跡を理解してもらう取り組みをしておりますが、この遺跡を生かした学習施設や榎本軍鷺ノ木上陸跡地など町内に点在する歴史や文化財を生かした地域の活性化を図る計画づくりをどのように考えられているか、教育長の所見を伺います。

○教育長（増川正志君） お答えします。

関連資産に位置づけられた経緯についてですが、平成25年度に世界遺産登録申請書原案を提出し、平成27年度に至るまで国内推薦候補とはならず、その理由の一つが構成資産の選択という課題でした。世界遺産委員会等は、遺跡周辺の開発の有無や景観を評価する傾向にあり、景観を問題しされ得る鷺ノ木遺跡と他の1遺跡を平成27年12月に世界遺産推進本部会議において関連資産にすることが決定されたものです。関連資産としての取り組みについてですが、推進本部より将来の世界遺産追加登録も視野に入れた一体的な保存活用についての検討を継続するとしており、縄文遺跡群の世界遺産登録が果たされた後、鷺ノ木遺跡が追加登録されるよう保存活用を進めてまいります。

今後の鷺ノ木遺跡整備、保存の取り組みとしては、平成29年度に保存管理の原則を明確にした史跡鷺ノ木遺跡保存管理計画を策定しました。これを踏まえ、現在鷺ノ木遺跡整備基本構想を作成しており、遺跡の公開、活用と保存のための整備を両立させることを目的とした今後の整備の指針を検討していきます。この遺跡を生かした学習施設については、まずは森町遺跡発掘事務所の一層の活用を考えております。また、文化財による地域活性化を図る計画の作成については、個々の文化財の調査、保存、活用を進めながら関係部署とともにどうあるべきか考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質でございますか。

○5番（伊藤 昇君） 再質問させていただきます。

関連資産なり、町としては遺跡の整備や保存のあり方など今指摘をされたと。指摘された景観問題の対応として、担当課からも聞いたのですが、いろんな方法を考えているというようなことをちょっとお聞きしましたので、そのあたりどのような考え方があるのかをお聞きしたいと思います。

それから、ストーンサークルなのですけども、冬の期間シートで覆って管理をしているわけでございます。これを数年にわたって繰り返している状況がずっと続いているわけですが、列石に与える影響というものは幾らかでもあるものなのか、あるとすればどのような状況なのかということをお聞きします。

また、管理面で鹿の侵入だのあるように聞いておりますが、ストーンサークル内の地盤の被害ですね、石でなくその周りですとか中ですとか地盤の被害がないのかどうか。あるとすれば、あそこのフェンスを高くして入ることができなくするだとか、そのようなことを考えられる必要はないですか。侵入があるかないかも含めまして、私が昔ちょっと聞いていた中ではありましたが、現在どのように、あるのかないかも含めてお尋ねをしたいと思います。

次に、地域住民への周知として遺跡見学会を年4回ほど実施しておりますけれども、町内の方々が1週間前に申し込みしたにもかかわらず、定員に達しているというような理由で見学ができない状況はいかかなものかなと思っております。せっかく多くの方が興味を持って参加したいと申し込みをしていることから、教育委員会として対策が必要ではないかと思っております。その辺いかがでしょうか。

また、定数30名に対して実際の参加人員が少なく、定員割れをしたときもあると聞いております。事実であれば、町内の住民が参加できない応募方法は行政として無策としか言いようがないのではないかと思います。応募した方は全て参加させるべきと私は考えておりますが、いかがでしょうか。今年度全体で断った人数ですね、そういうものを把握していると思うのですが、何人断っているか。応募チラシは当初は前日までということだったのですが、応募チラシには実施日の2日前までに応募となっております、これでは町民が、1週間前にもう断られているわけですから、見学できないという状況になるのではないのでしょうか。断った方に社会教育課、担当課としてその対応としましてパンフレット一式を差し上げるとか、町内外の方々に残念でしたけれどもというような対応というのは必要でないかと私思いますが、いかがですか、教育長。

それから次に、計画の策定、いろんな関連の部分等やっていきたいという話もございましたけれども、購入した用地というのが、私はっきりしたちょっと数字持っていないのですが、聞いた中では7万8,000平方メートルくらいの用地を取得したと、26年に。学習施設なり、例えばですよ、あずまやをその上に、今は町の用地なものですから、昔は違いましたけれども、あずまやを建てて、環状列石を一望できるようにするとか、見やすくするというような見学施設の整備、そういうもの考えられませんか。

それから、周辺一帯の環境整備、あれだけ大きなものありますので、早急に進めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、榎本軍の鷲ノ木上陸地と鷲ノ木の環状列石は近くにありますから、歴史街道的な地域の活性化方策の検討など進めるべきではないでしょうかと思ひまして、そのあたりの教育長のお考えも質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） 一回とめますか。とめる。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○教育長（増川正志君） 幾つもあってちょっと漏らすかもしれませんが、漏らしたら指摘下さい。

まず、景観についてですけれども、非常に難しい問題であります。下に高速道路があるということですので、景観を埋めるために植生だとかもいろいろ考えられると思うのですが、これについてはこの後の、今基本構想を作成して、その後整備委員会を設置して、専門家の意見を聞きながら植生、管理、環境整備に努めていきたいというふうな計画を持っております。

ストーンサークルの、いわゆる列石の劣化、保存についてですけれども、これについては専門家の協力いただいているのですけれども、まだ保存、劣化についての結論は出ていない状況であります。いろんな方法としては保温シートだとか、紫外線を防ぐシートがあるというふうに聞いておりますけれども、それが本当に有効的であるのかということは、このことも含めてこの後の基本構想を策定した後の整備委員会できちんと正確に強めていきたいというふうにして考えております。

3つ目、鹿の進入については形跡はあるようです。ただ、それで陥没などの被害はないというふうに聞いておりますので、現状の維持でいいのではないかと考えております。

周知、また見学会の周知、また定員設けて、残念ながら漏れた方がいたということも聞いておりました。ただ、これについては私ども残念だと思っていますけれども、それほどこのたび意外と定員を数名オーバーして何回か、数回ですね、お断りした経緯ありますけれども、そういった意味で世界遺産の盛り上がりがこの森町においても出てきた傾向かなというふうにして考えておりました。いろいろ断った人数は今正確には把握できておりませんので、担当課のほうからまた後でお伝えしたいと思います。また、残念ながら定員割れになった、定員が漏れた方にはパンフレット等も差し上げると、いろんなそういう提供も考えられるかと思っておりますので、今後また考えていきたいというふうにして考えておりますけれども、ただ見学会の回数等につきましては今後予定でいけば来年、再来年、世界遺産の可能性がわずかにありますので、そういった中でまた機運が上がってきますので、回数等についてはまた考えていきたいというふうにして思っております。

また、公有地が取得できましたことから、議員がいろんな学習施設とかの設置、あずまやの設置のこともありましたけれども、これもそもそも基本構想を持って、その後整備委員会で一体どういうことが必要なのか10年単位で考えなければいけないということだと思っておりますので、それも含めて周辺一体の史跡を取り巻く周辺の環境整備についてもそういった整備委員会の意見も尊重しながら取り組んでいきたいというふうにして思っております。

榎本軍の上陸地に当たって、先日もちょうど大きく出ておりました。新聞で森棧橋が発表して、札幌で大きな反響を得て、大きなニュースになりましたけれども、やはり私ども持っている鷲ノ木遺跡も大きな財産です。それから、上陸地も大きな財産です。森棧橋も大きな財産なのですけれども、さらに調査を進めて、明確な価値だとか、そういうところを明らかにしながら、一つ一つ保存活用を進めていながら、さらに単体だけではなかなか景観づくりには至りませんので、関係部署と詰めながら一体今後どういうふうにやればいいのか考えてまいりたいというふうにして考えているところです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（伊藤 昇君） まず、鹿の関係だったのですが、今のところ地盤に対する影響はないとおっしゃいましたが、昔あそこに穴あいたことあるのです、地盤の中に。それは、鹿でないですけれども。ですから、そういうこともありますし、あれ2メートル幾らしかない地盤なのです。ですから、そういうことからして、雨がどうしても流れていくという状況もありますので、そういう動物の侵入があるということは、大事なストーンサークル自体が野ざらしになっている状況にありますので、それをそのまま保護することがまず重要だと私思いますので、そのあたりも検討していただければと思います。

それから、人数なのですが、大変残念です。これから人数でご質問したかったのです。と申しますのは、もうちょっと少ない人数であれば9人乗りのマイクロバスでも出して、皆さん乗せてあげるくらいの、そういう技量があっても私はいいのではないかなと思うのです。せっかく見たいという人なのですから、よそから来る人もいますし、わざわざ旅行の行程に入れて見たいという人も中にいたかもしれません。そういうことからすると、森町の礎になるとしますので、ぜひそのあたりもご検討いただければと思います。

それで、発掘事務所のお話ございましたけれども、町の広報紙でいろいろと遺跡について掲載をしています。連載しています。ただ、それ文書で見ているだけで、出土するものというのは発掘事務所、ちょっと言葉鮮明でなくてごめんなさい。発掘事務所で見るとは、なかなかそこに行く交通手段を持っていない方もたくさんいらっしゃるわけです。ですから、気軽に見れるような施設というか、そういう何か見れるような方策も検討すべきではないかと思います。そのあたりもちょっともしあれば教育長、お願いしたいと思いますが、いずれにしても鷲ノ木の環状列石は貴重なものがありますので、教育委員会として早く重点的にいろんな取り組みをして、そういう地域以外のところにも発信できるような方策をすべきだと思いますけれども、いかがですか。

それから、用地なのですけれども、用地も買って本当に何年も、5年も6年もたっているわけですから、検討委員会、検討委員会と言わないで、その前に幾らでも、教育長いろんな発想お持ちだと思いますので、どんどん進めていただければと思いますが、いかがですか。

以上で再々質問とします。

○教育長（増川正志君） 再々質問についてお答えします。

先ほど鹿の侵入のことについて穴というか、陥没になったということ、それは私も聞いておりました。雨の浸入によって陥没したということで、それも専門家に指導いただきながら修正、回復をしているところであります。そういったことがないようにまた担当課に指示をして、小まめに見て歩くよう指示して、そういったことがないように努めてまいりたいと思います。また、そういった鷺ノ木遺跡は本当生の遺跡をそのままむき出しにして見ていただいているというまれな、希有な遺跡であります。そういった意味で保護のあり方については大変重要なことでありますし、あれを埋め戻したらほとんど価値がなくなってしまうということは承知のとおりでありますので、今後設置されるであろう整備委員会で十分に検討して、どういった保護があるのか検討してまいりたいというふうにして思っております。

それから、バスの問題ですけれども、これも見学会については平成29年は3回実施して72名、平成30年は3回実施して57名、本年度は4回実施で102名ありました。おかげさまで町内はもとより、町外の方々の参加も多く見られて、静岡から参られたりして、大変うれしく思っております。来年度についてはその回数をいまい少し多くしようというふうに考えておりますので、そういった方法についてもまた落ちのないように実施について検討してまいりたいと思います。

発掘事務所について、とりあえずまずはあそこの事務所の一層の活用を図ることがまず第一でありまして、大きな皆さんが活用しやすいような、そういったガイダンス施設等の学習施設については、繰り返しになりますけれども、これから基本構想、整備委員会の中で検討していきたいというふうにして考えております。

何もかにも議員おっしゃるように早くしてくれということもわかります。でも、このことについても随分時間かかったように思いますけれども、これも平成17年での史跡指定の段階で本来であれば範囲も明確にして国指定史跡にするべきところだったのですが、遺跡の保存を急いだものですから、遺跡の、史跡の範囲を調査するのにまず5年かかりました。その後さらに追加指定に当たって27年度まで第2次の発掘調査がかかって、おかげさまでそういった調査が確認されて、平成29年度に史跡の活用を明確にした。何が一体鷺ノ木史跡で重要なのか、何が大切なのかということの保存、管理の方針を明確にした鷺ノ木遺跡保存管理計画ができ上がったのです。それを受けて30年、31年、今年度基本構想の作成に至ったということで、何かもどかしいような思いもあるでございましょうけれども、さまざまに見学会、学習会、文化財講座等開いて、住民周知をして、その都度進捗状況に努めてまいりましたので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 鷺ノ木環状列石整備等についてを終わります。

以上で議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

次に、9、コミュニティバス（デマンドバス）の導入について、議席10番、宮本秀逸君

の質問を行います。

○10番（宮本秀逸君） 通告に従いまして、質問いたします。

コミュニティバス（デマンドバス）の導入について。高齢者の免許返納や市街地から遠い住居の方々への移動手段としての改善策としてコミュニティバス（デマンドバス）の導入などが議会の一般質問等でも何回か取り上げられております。今後の高齢化社会における医療（通院）、買い物等生活上の人の移動には欠かせません。まずは、町内全高齢者等、障がい者も含めまして、への実態、要望把握のためのアンケート等を実施すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

現在町民の移動交通手段の主として鉄路及び生活路線バスが安価で利用されており、特に高齢者等に対しましては外出支援サービスや福祉タクシー事業を実施しております。しかし、人口減少及び少子高齢化が進行する状況において町民が安定した日常生活を送るためには公共交通サービスが不可欠であると認識しております。また、高齢者のみならず、地域にとって適正な交通形態を選択するため並びに公共交通利用者のニーズや利用実態等を把握するに当たり、アンケート調査は重要な手法と捉えております。今後地域ごとの特性を踏まえて、森町の地域公共交通を総合的に考え、利便性の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） 質問も非常に簡潔でございますし、町長の答弁も簡潔にいただきました。非常にアンケートは重要だというお話もいただきましたので、すごく安心した部分もあるのですが、えてして私たちどうしても町の中心部から遠い人たちが町に向かって来るみたいなことを想定しがちですけれども、またこの逆のパターンも実はあるのです。先ほど来さまざまな一般質問とか今日ございましたけれども、いろんな場面にアンケートというのは関係してくると思いますので、例えば今回のコミュニティバス等につきましては、路線だとか時間帯だとか回数だとかどこにどういう用事で行くとか、そういったことを当然これから聞かれていくことだと思いますけれども、また逆のパターンことにつきましてもこれぜひお聞きになっていただきたいと、こんなふうに思います。そして、今さまざまな町独自のあらゆる観点からやっつけていかれると思いますけれども、私たちの想像を超える以上に少子化あるいは高齢化というのが進んでいくと思います。合併してから既に5,000人近くがこの森町から減少していったわけなのです。今後はさらに拍車がかかるようなことも当然予想されてくるわけでございますので、例えば森高の問題なんかもございます。それから、中学校で行われておりますスクールバスの運営等もございますけれども、乗っている方が非常に少ない。このスクールバスを何とか利用できないかという声もいろんな方面から聞いたりするわけなのです。そういったことを総合的に勘案して、設問をぜひお願いしたいと、こんなふうに思います。そして、今後のまちづくり、ちょっと長期的な考えになってこようかと思っておりますけれども、それに十分生かされるような中身の濃いア

ンケートをぜひやっていただきたいと、こんなふう思うわけでございますけれども、いかがでございましょう。もう一回答弁お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

以前からこのデマンドバスや地域公共交通については本当に何回も皆さんからご質問をいただき、その都度答えてはおりますが、本当にまだまだ具体的な対策、それから取り組みには至っておりません。そして、今現在町の置かれている状態は、議員もご承知のように、2030年度に北海道新幹線が札幌に延伸すると。そういうときにＪＲ北海道、今のスーパー北斗や在来線が並行在来線となって、この経営がどういうふうになっていくのかということが、まずそれもあります。それから、当然、議員のご質問等にもありましたように、行きたいところと乗りたいところ、それが必ずしも、先ほど言っているように、中央にだけではなくて、途中から途中、そういった町民のお考え、それから行き先が病院であったり、買い物先であったり、友人のところであったりと種々たくさんの目的があります。今現在でもそれに対してはちょっと不満があるということで、バス停をふやしていただきたい、それから路線を見直していただきたいという町民からの声もありますし、私たちも全体を、町を見ていて、今現在住宅の建っている場所が今までとは違った場所に建ち始めていると。これを今までどおりのバス路線でカバーできるかということ、ちょっと距離があるのではないかなということで、バス路線も今見直しの方向性に動いております。こういった機会は大変チャンスでありまして、もし動かせるのであれば町民の方々が利用したいところ、乗りたいところ、おりたいところ、それを本当に細かく網羅した形のバス路線だったり、それからそのバス路線を補完できない部分を何か違う交通体系でカバーできないかと。御存じのように、皆さんあちこちで自動運転の実証実験やら進んできています。そういうことも町では今何とかどこかと協力して、森町でそういった自動運転の実証実験をしていただきたいということで今アプローチをしている状態です。そういうことも全て含めながら、先ほどの答弁とちょっと重複いたしますけれども、本当に地域特性、うち大変複雑です。本当真ん中に丸く皆さんが住まれている場合には非常に単純で、そしてつくりやすいのですが、３方向に放射状に分かれているところをどうやって結ぶか、そして以前にもほかの議員さんの質問にお答えしましたがけれども、隣町に行くときにも、鹿部と森町はつながっていません。途切れています。そういったところを解消するのにどうしたらいいかと。というのも、向こうのある別荘地ですとか、そういうところから病院に、森町の病院を利用したい、そういう方々の足の確保も含めていろいろと検討するべきであろうと思いますから、いろんな設問、それからアンケートのとり方も、それからまとめ方も本当にこれは大事な作業になると思います。今後担当課、それからほかの課の意見も参考にしながら、みんなの意見、そして地域の意見を取り入れていくように、そういうアンケートをとっていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） コミュニティバス（デマンドバス）の導入についてを終わります。

以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告について、工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

資料1を提出しておりますので、あわせてご確認願います。本件は、令和元年6月4日、森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決した町営住宅屋根外壁等改修工事、みどりヶ丘団地2号棟その1の請負契約の一部変更について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

変更内容を申し上げます。変更前の契約の金額、5,060万円。

変更後の契約の金額、5,168万9,000円、108万9,000円の増額となったものであります。

変更の理由につきましては、外壁クラック施工数量調査後の数量確定によるもの、屋外広場屋根木部の保護塗装の追加等が主なものとなります。

以上、報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和元年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるも

のです。

1 ページをごらんください。本件につきましては、令和元年度森町一般会計補正予算の第5回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ122億3,064万3,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4 ページをお開き願います。歳入では、財源調整のため普通交付税を計上しております。

6 ページからの歳出についてご説明いたします。款6 農林水産業費、項1 農業費、目6 駒ヶ岳ダム管理費の100万5,000円は、畑かん支線用水路の漏水復旧に係る修繕料及び建設機械借り上げ料を計上したものです。資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、項3 水産業費、目3 水産施設管理費の150万円は、尾白内地区の水産系副産物再資源化施設で使用しているホイルローダー1号車のバケット及びバケット動作部分が破損したため修繕料を計上したものです。

以上で専決処分の報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第1号 森町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。裏面をごらんください。また、資料ナンバー3をごらんください。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするもの

です。

内容につきましては、地方公務員法第16条第1号の成年被後見人または被保佐人が欠格条項から削除され、第2号以降が繰り上がることとなったため、条文を改めようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー4をごらんください。人事院勧告に基づき、町長等の期末手当に係る支給月数を0.05カ月分引き上げようとするものです。

第1条では、令和元年度の6月と12月支給分を合算した0.05カ月分を引き上げ、100分の227.5にするものです。

第2条では、令和2年度の期末手当で、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.025カ月分引き上げることで100分の225とするものです。

附則でそれぞれ適用年度を付記しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第3号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー5をごらんください。人事院勧告に基づき住居手当の算定方法の改正のほか、勤勉手当に係る支給月数を0.05カ月分引き上げ、俸給表の改正をしようとするものです。また、地方公務員法第16条の欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴い、本条例で引用している箇所について削除する改正をしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第4号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第4号 森町水道事業給水条例の一部を

改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をごらんください。あわせて資料番号6の2ページ目、条例新旧対照表をご参照いただきたいと思います。本案は、森町水道事業給水条例第42条第1項中、第5条を第6条に改めるものです。提案理由でございますが、水道法施行令の一部改正に伴い引用している条文のずれが生じたため、条例を改正するものです。

附則として、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第5号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（濱野尚史君） 議案第5号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、10月1日からの幼児教育、保育の無償化実施のため9月会議において一部改正を行いましたが、改正のもととなった国の基準に誤りがあったため、訂正内容に基づき所要の改正を行うものです。

資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。改正内容についてですが、全て文言などの整理をする改正となっております。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第6号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第6号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について説明させていただきます。

説明資料8を提出しております。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。1点目の提案理由につきましては、冬期間の暖房に係る費用負担の軽減を図るため、町内に居住する低所得の状況にある世帯で、単身の高齢者世帯、重度心身障がい者同居世帯、ひとり親世帯等を対象に暖房費用の一部を助成しようとするものです。

2点目の提案内容につきましては、令和2年1月1日現在で住民基本台帳に記載されている満70歳以上の単身の高齢者世帯を初め、重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等が同居する世帯や18歳未満の児童等と同居するひとり親世帯等の町民税非課税世帯に対して灯油60リットル相当の暖房燃料費を助成しようとするものです。

3点目の施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年3月31日をもってその効力を失うこととします。

以上、森町福祉灯油等の助成に関する条例制定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第7号 令和元年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町一般会計補正予算の第6回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億6,803万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ132億9,867万5,000円にしようとするものです。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の補正は、第2表、第3表にそれぞれ掲載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入の主なものですが、款10地方交付税の609万2,000円は、補正財源として計上しようとするものです。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金の723万2,000円は、各種障害福祉サービス、未熟児医療費に対する国の負担分をそれぞれ計上するものです。

続いて、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、各学校無線LAN構築事業の事業執行に伴う減額と個人番号カード交付事務費補助金を計上するものです。

続いて、目2民生費国庫補助金の30万円は、地域生活支援事業に係る国庫補助金を計上しようとするものです。

続いて、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金は、産婦健康診査事業費補助金及び妊婦・出産包括支援事業費補助金の名称を母子保健衛生費補助金に改め、またがん検診に係る補助金を新たに計上しようとするものです。また、節2清掃施設費補助金は、旧ごみ焼却施設解体工事費の減額に伴い減額補正するものです。

次に、10ページの款15道支出金、項1道負担金の361万6,000円は、国庫同様各種障害者福祉サービス、未熟児医療費に係る道の負担分をそれぞれ計上するものです。

続いて、項2道補助金は、地域生活支援事業、福祉灯油事業、多子世帯保育料軽減支援事業に対する補助金を計上するものです。

次に、款17寄附金は、ふるさと納税の今後の収入を見込み10億円を増額しようとするものです。

次に、款18繰入金ですが、財政調整基金からの3,770万2,000円は補正財源として、また地域振興基金、ふるさと応援基金からの繰入金は各種事業に充当しようとするものです。

次に、12ページの款20諸収入では、雑入としてそれぞれ増減補正をしようとするものです。

続いて、款21町債ですが、それぞれの目的に基づき地方債を増減補正しようとするもの

です。

次に、14ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。なお、各特別会計への繰出金を計上しておりますが、主に人事異動、人事院勧告に係る経費ですので、説明は一部省略させていただきます。また、各科目に旅費の増額補正がありますが、ＪＲ運賃の改定が要因となっておりますので、説明は省略させていただきます。

款１議会費の34万1,000円は、会議録委託料を増額しようとするものです。

次に、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費の45万5,000円は、子ども・子育て拠出金の拠出金率の改定に伴う増額補正のほか、財務会計システムの改修委託料を計上するものです。

続いて、目２人事管理費、節３職員手当は、今年４月の人事異動に伴う執行額精査と人事院勧告に基づく給与改定による増額分です。また、節４共済費は、退職手当組合負担金の精算分を増額計上しております。

続いて、目４財産管理費の79万円は、職員住宅等の修繕料のほか、緊急避難用住宅の清掃業務委託料、尾白内地区町有地の残置物飛散防止用ネットの設置に係る委託料を計上しようとするものです。

続いて、目７情報推進費の40万円は、電柱建てかえ工事に伴う町所有の光ケーブルのかけかえに係る修繕料を計上しようとするものです。

続いて、目11諸費の53万1,000円は、地方バス生活路線維持費補助金の増額分を計上しようとするものです。

続いて、項３戸籍住民基本台帳費ですが、個人番号カード交付事務用の消耗品、通信運搬費のほか、タブレット端末１台、モバイルプリンター１台を購入しようとするものです。

次に、16ページの款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節20扶助費の400万円は、燃油の増嵩に伴い福祉灯油給付事業を実施しようとするものです。

続いて、目３社会福祉施設費の78万2,000円は、各会館の消防用設備の修繕料のほか、勤労者の家、さわやかセンター・砂原の小破修繕料を計上するものです。

続いて、目４老人福祉総務費、節20扶助費の150万円は、それぞれの事業における利用の増加を見込み増額計上するものです。

続いて、目５障害者福祉費、節20扶助費の600万円は、各種障害福祉サービス利用者の増加によるものです。

続いて、項２児童福祉費、目３保育所費の32万7,000円は、各保育所の小破修繕料のほか、森保育所の掃除機、ホットプレートの購入費を計上するものです。また、多子世帯保育料軽減支援事業費補助金の充当により財源内訳を変更するものです。

続いて、目４へき地保育所費は、保育所費同様多子世帯保育料軽減支援事業費補助金の充当により財源内訳を変更するものです。

続いて、目５障害児通所支援費、節７賃金の２万4,000円は、指導員の通勤手当に変更が生じたため、増額計上するものです。また、節20扶助費の730万円は、利用日数、新規利用

者の増加により増額計上するものです。

次に、18ページの目7 未熟児医療費の260万円は、申請件数、入院日数の増加により増額計上するものです。

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 環境衛生費の100万円は、水道未普及地域飲用水確保対策事業としての補助金を計上するものです。

続いて、目3 予防費は、国保連合会事務手数料を委託料から振りかえて計上し、また嘱託医師送迎運行業務委託料は単価の変更に伴い増額計上しようとするものです。

続いて、目4 保健事業費は、がん検診に係る国庫補助金の充当により財源内訳を変更するものです。

続いて、目6 病院費の354万4,000円は、国民健康保険病院事業会計への補助金等を計上するものです。

続いて、項2 清掃費ですが、旧ごみ焼却施設の解体工事に伴いPCB廃棄物処理が必要となったことから、処理費の低減化を図るため、減容化作業に係る委託料を計上しようとするものです。

次に、20ページの款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費の4万円は、基幹集落センターの防犯灯を修繕しようとするものです。

続いて、目6 駒ヶ岳ダム管理費は、公用車のスタッドレスタイヤのほか、伐木等の安全衛生講習会に係る負担金を計上しようとするものです。

続いて、目7 濁川防災ダム管理費の26万円は、濁川防災ダムの停滞変位測量調査に係る委託料を増額計上するものです。

続いて、項2 林業費、目1 林業総務費の114万円は、ヒグマ駆除に係る巡回回数と捕獲頭数の増加によりヒグマ駆除報償金と捕獲交付金をそれぞれ増額計上するものです。

続いて、目5 森林環境事業費は、旧教職員住宅リノベーション事業への参加者の増加により昼食代30食分を増額計上するものです。

続いて、項3 水産業費、目3 水産施設管理費は、漁業系リサイクル施設への搬入量が増加したため、乳酸菌の購入費用を増額しようとするものです。また、施設で使用する計量伝票の印刷代もあわせて増額補正しようとするものです。

次に、款7 商工費、目3 ふるさと応援対策費の節8 報償費から次ページの節25 積立金までの総額10億円は、ふるさと納税の今後の収入を見込み増額補正をするものです。

次に、款8 土木費、項1 土木管理費の30万8,000円は、町道駒ヶ岳1号線の道路用地買収費を計上しようとするものです。

続いて、項2 道路橋梁費の60万5,000円は、町道の維持補修に係る原材料費を計上するものです。

続いて、項3 河川海岸費では、尾白内川河川用地の買収費が確定したため、減額補正するものです。

次に、24ページの項5 都市計画費は、有害鳥獣対策に係る賃金を報償費に組みかえよう

とするものです。

続いて、項6住宅費は、町営住宅の小破修繕料を増額計上し、度杭崎団地に消火器1基を購入しようとするものです。

次に、款9消防費の281万4,000円は、第10分団の小型消防ポンプ積載車のポンプの交換修繕をしようとするものです。

次に、26ページの款10教育費、項1教育総務費の20万円は、教員住宅の小破修繕料を計上しようとするものです。

続いて、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費は、各校舎や附帯設備、除雪機などの修繕料を計上しております。また、節13委託料は各小学校校内無線LAN構築に係る事業費が確定したため、増額するものです。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費は、各校舎や附帯設備、スクールバスなどの修繕料を計上しております。また、節13委託料は各中学校校内無線LAN構築に係る事業費が確定したため、減額するものです。

続いて、目2教育振興費の250万円は、各種競技大会での今後の活躍を見込み、増額計上しようとするものです。

次に、28ページの項4幼稚園費の1万9,000円は、さわら幼稚園の新設に伴い、来年3月1カ月分の電気保安業務委託料を新たに計上するものです。

続いて、項5社会教育費の47万3,000円は、砂原公民館の雨水配管の修繕料を計上するものです。

続いて、項6保健体育費、目2体育施設費の26万1,000円は、青少年会館柔道場の屋根、サン・ビレッジ森の暖房機の修繕料を計上するものです。

また、目3学校給食費、節11需用費の44万4,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

次に、款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。事項別明細書8ページからです。

○9番（河野文彦君） それではまず、ちょっと何点かあるので、1点ずつお願いします。

14ページ、15ページの諸費の生活バス路線維持費補助金ということで増額となっていますが、こういったバスの補助金というのは年当初に予算でがっちりした金額が決まってくるのかなと思うのですけれども、ここで増額になった理由というものをお願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

増額部分に関しましては、燃料費の高騰分が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 1本だけ。まだありますか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村 洋君) 続けて。

○9番(河野文彦君) 今の燃料の件、了解いたしました。

続いて、24ページ、25ページ、有害鳥獣のところなのですが、同じ金額が賃金から報償費に振りかわっているというような形なのなのですが、このような振りかえを行うことになった経緯をお願いいたします。

○建設課長(富原尚史君) 当初予算では個人との契約により賃金として計上しておりましたが、死亡したために猟友会に委託するというふうに変更になりましたので、報償費にかえました。

以上です。

○9番(河野文彦君) では、以前は個人の方と契約していたけれども、今回からは猟友会、団体との契約になったということでの変更ということですね。金額的には変わっていないのですが、個人と直接と団体ですと団体経費が上乗せなんていうようなことがよくあるかと思うのですが、今回の場合は実際にやってくれる方の手取りといいますか、収入は変わっていないということでしょうか。

○建設課長(富原尚史君) 変更ございません。

○11番(檀上美緒子君) 10ページ、11ページです。寄附金のふるさと応援基金の部分なのですが、今回今後の見込みということで10億という補正になっているわけなのですが、去年に比べると4分の1になっているのですが、今年度の状況というのが5割から3割になったということが大きく影響しているのかと思うのですが、そのあたりの現在のふるさと応援基金の状況をお願いいたします。

○商工労働観光課長(阿部泰之君) お答えいたします。

今回10億円に予算計上した根拠としましては、6月に国の制度化に伴いまして、いろいろ寄附金のほうとか変わっております。前年比と対比しまして、6月から10月まで前年比大体25%くらいになっております。その計算でいきますと、昨年度約60億円くらいあったのですが、今年度25%ということになれば15億円くらいになるのかなと思います。ただし、12月の寄附が1年間の大半になるものですから、まず12月を過ぎないと大まかな数字というのは出てきませんので、今回ちょっと多目だとは思いますが、10億円として予算計上いたしました。

以上です。

○11番(檀上美緒子君) 14ページ、15ページの部分なのですが、総務費の項1の目4の財産管理費のところ町有地維持の業務委託として16万ということで、尾白内の町有地のごみがどうのこうのとかというところ説明聞いていたのですが、これ尾白内の国道というか、交差点のところの場所のことなのでしょうか。その場所、どこなのかというのをちょっと聞きたいのですが。

○契約管理課長(山田真人君) お答えいたします。

場所的にはそのとおりです。国道278号と町道白川1号線の交差点付近ということになります。

○11番（檀上美緒子君） ということは、町有地なのですからけれども、聞いたところによると借地というか、貸しているわけですね。そしたら、その管理というのは借りている方の責任においてやるということにはならないのですか。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

確かに貸している土地ではございますけれども、本年5月の下旬ですか、賃借人の方死亡されました。その後、そこ閉所しているにもかかわらず、空き缶等の搬入がちょっとひどくなってございます。その空き缶等入れた袋が破れて、風なんかで飛び散っているような状況になっている。それを防ぐためにネットを設置しようと考えています。そのために予算計上したところです。

○11番（檀上美緒子君） 26ページ、27ページの教育費のところなのですが、学校の無線LANの構築の業務委託料なのですからけれども、小学校と中学校の状況が余りにも格差が大きいというか、小学校は増になって、中学校が減になってということなのですからけれども、この状況というのはどういうことなのかという、その辺の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

今質問にありました内容ですけれども、事業執行段階では電波調査の結果も踏まえて精査し、発注したところであります。小学校と中学校の内訳が変わったことにより、事業全体での予算の範囲でありますけれども、小学校費と中学校費の間で過不足が生じております。このことから、今回の事業の進捗について委託業者に確認したところ、早ければ2月上旬ころに完了する見込みであるということが判明いたしましたので、支出の関係上、今回の補正予算にて精算額を計上しております。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） 要するに予算のときの計画内容は変わっていないのですよね。予算のときに説明された小学校6校、中学校2校、そして90件というような、それが小学校だけは増額になって、中学校が減になるというのが余りにも開きぐあいでどうなっているのという思いがしたのですけれども、その説明なのですが。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

発注当初、5月ごろですか、国の補助金申請を行う際に北海道の総合通信局からいろいろ補助の申請の際に指導等受けています。その際にアクセスポイントの数と小学校、中学校ともに指導が入っておりますので、そちらの部分で調整が入ったために金額の増減が生じております。また、申請におかれましては、第三者機関も入りまして審査されておりますので、国の補助金を適正に受け取るためにはそのような手順をとって遂行しております。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 21ページ、商工費のふるさと応援対策の委託料ありますね。ふるさと応援基金事業の代行業務委託料1億7,100万円ある。これ前にも言ったのだけれども、

取扱料が例えば10億の場合は20%とか、それから20億の場合は15%とか、普通売り上げが上がっていくと下がるものなのだ。前のときの説明でもすごく高過ぎるのではないか。各町村、これ渡島管内もそうだし、全道もそうだし、業者というのはほとんど一括でやっているといるのです。であれば、もう少しこの手数料、要するに業務委託料を安くするような折衝というか、そういうのをやっているのですか。もしあれだったら内訳、後でいいですから、出してください。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

最初の委託料が高過ぎるという関係につきましては、前にも何度か同議員からご指摘ありました。その都度私もお話ししているのですけれども、さとふるの担当者が来るたびにそのことは随時伝えております。伝えているのですけれども、さとふるの担当者からはこれは全国町村一律でこの金額で取っているの、検討はしますけれども、なかなか難しいという返答はもらっております。ですけれども、引き続きその辺はまた担当者に伝えていきたいと思っております。

あと、このさとふると納税の委託料の内訳についてなのですが、こちらのほうポータル掲載料とかのほかに寄附の受領書を発行するとか、あとワンストップ処理という税の処理なんかも同じくさとふるのほうに委託しておりますので、その分で多少高くはなっております。

以上です。

○2番（山田 誠君） 話聞きますと、何か独占企業的に、言われても折衝しても全然言うこと聞かないと。これ業者1社だけしかいないの。そのほかにいないの、業者というのは。その辺だとか、いろいろやっぱり各町村連絡し合って、せっかく貴重な財源なのだから、さっき言ったように、20億も同じ、去年60億も同じそんなばかな話ないのだ、どこの商売でも。そこら辺もう少し強気に折衝すべきだと思う。言うこと聞かなかったら、ほかの別な業者に行ったほうがいいです、これ。もう北海道の森町は名前売っているのだから、遠慮しないでやったほうがいいと思います。いかがですか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） 先ほども述べたとおり、検討していきたいと思ます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 27ページ、教育費のところ、先ほど壇上議員のほうから話があったところですが、これ普通、特に中学校のほうの話なのですが、1,100万円も減額、ちょっと考えづらい。話聞いていると、6社の指名入札でやって、1社しか入札なかったという中での話だと余計何かよくわからない。そして、先ほど説明聞いていると、総務省のほうの中で概念図、今回事業の概念図見ていると、小学校のほうも中学校のほうも屋内のアクセスポイントが減らされていますよね。それで、これ見ると補助対象の数とあれが全然減らされて数からすると、小学校も減っているわけです。とすれば、増額というのはちょっと納得いかないところがあるのだけれども、その辺どういいうきさつでなっているのか

ということと、この部分の公表されているかどうかかわからないですが、仕様書を公表しているのだろうか。その辺お願いいたします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

小学校の増加につきましては、先ほどもお伝えしたように、北海道総合通信局より補助申請の際にアクセスポイントの数など審査等入りまして、小学校、当初見込んでいた数量より実際多くなっているのが実情です。それは、実際うちのほうで当初積算していた数量より電波の状況等踏まえて増加したということなので、そちらの部分で増加しております。あと、仕様書につきましては、設計書の一部でありますので、公表はしておりません。

以上です。

○14番（松田兼宗君） そしたら、例えば森中学校で、これ見ていると屋内アクセスポイント48台のうち、括弧して、補助対象22台と書いているわけです。そういうのからすると、半分以下に減っているわけです。砂原の中学校に関しては、24台が15台補助対象という形になっています。そういうことからすると、当然減額されるのは予想されるのだけれども、先ほど小学校の場合の、同じような形で台数、アクセスポイント減らしているわけですね。増えていると思えないのです、この数、6校のあれを。

それと、仕様書の問題ですけれども、この仕様書というのは当然補助出している総務省にそれは出している話ですよ、仕様書は。では、そっちから手に入れば手に入るとは思うのだけれども、そういう形で見た場合、見るのが可能だと思うのですが、どう思いますか、その辺。

それと、もう一点、これを見ると、概念図を見ると全部一旦各学校の回線を全て役場庁舎に集めた形でインターネットに接続する形になっているのだけれども、役場の庁舎自体が耐震化されていないわけですよ。そういう場所に収集させた中でインターネット接続するというのは、万が一利用する場合にまずくないですか、この場所に収集させるというのは。これ前の最初の当初予算ではそういうこと書いていなかったの、あれとっていたのです。直接インターネット接続したほうがむしろ無難なのではないですか、万が一のとき考えたら。どうその辺考えているのか聞きたいのですが。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

仕様書につきましては、先ほど国のほうから手に入れることができるのではないかとこの話はありましたけれども、国のほうでも仕様書は公表していませんので、それはできないと思います。

あと、森中学校のＡＰの数につきましては、確かに今言われたように、屋内ＡＰ48台につきまして補助対象部分が22台と。そして、中学校につきましては複層階、3階建てですので、通常補助対象部分というのは廊下、あと特別教室、あと体育館、こちらのほうが補助対象となっております。それ以外の普通教室につきましては補助対象経費となりますので、その部分に関しては対象として台数は計上しておりますが、実際この補助事業といたしましては災害時と平時と両方使いますので、災害時の避難時には当然オープンにします

し、平時の部分には教育環境で十分使えますので、その分で普通教室の部分にアクセスする場合には廊下の部分から拾うという形で設定しておりますので、数量としてはこういう形になっております。

あと、全体的なことで役場に集中していることはどうかということなのですが、こちらに関してはインターネット回線を役場とつないで、環境設定を整えていますので、地震の際ということになると、役場耐震化していないので、潰れてしまうのではないかとということもありますが、ただそちらのほうまでうちのほうとしては今の段階では考えておりません。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 最後、国のほうで公表しないと言っているけれども、ほかの町では公表しているのです、仕様書は。その中で入札しているのです。とすれば、今回指名入札で6社指名して1社しかなかったとかというのは、相当この仕様書が特殊だったのではないかというふうにイメージ持っているのですが、それで今確認しただけ。それちょっと確認してみます、こっちのほうでも。そう私は思うのですが、再度その辺いかがですか。

○学校教育課長（萩野友章君） 仕様書につきましては、特殊なものではございません。一般的な仕様書でございます。

以上です。

○9番（河野文彦君） 26ページ、27ページの教育振興費の補助金交付金で250万の増額ということなのですけれども、この増額のまず理由をお願いいたします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

こちらの部分につきましては、各種スポーツ大会、部活動ですね、中学校のこれからの新人戦とか中体連とか、それ以外の部分につきまして各種大会に参加するための負担金となっています。現段階で28件分出場する予定していますので、そちらの部分が250万ということになっています。

以上です。

○9番（河野文彦君） 学校ですとか父兄の方々から森はこの各種大会への補助が大変手厚くて、感謝しているというような声をたくさん聞いている中で、大変成績も良く経過、いい成績で今までも来ているということだったのですけれども、この増額に当たっては従来の基準の補助の基準であってもこれだけやっぱり多く必要だ、要は成績が良くなって、上位の大会に行くようになったという認識でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（萩野友章君） そのとおりでございます。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第8号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第8号について説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億3,446万4,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入、款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金7万6,000円の補正につきましては、歳出でご説明します費用へ充当しようとするものです。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の7万6,000円の補正につきましては、給与条例改正などに伴う人件費の精査により給料及び職員手当、共済費について計上しております。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第9号 令和元年度森町後期高齢者医療特別会計

補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第9号について説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ2億3,645万円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入、款1、後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料24万9,000円の減額及び款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金24万9,000円の増額は、平成30年度繰越金確定により財源調整するものです。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、財源内訳のみ補正しようとするものです。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第10号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第10号についてご説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,450万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ20億1,376万8,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1保険料158万1,000円につきましては、第1号被保険者の特別徴収分の精査により補正し

ようにするものです。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金150万2,000円から項2 国庫補助金、目1 調整交付金52万7,000円は、保険給付費の増に伴い各負担割合に応じて増額補正するものです。

目4 保険者機能強化推進交付金158万2,000円から目5 介護保険事業費補助金34万9,000円は、交付額の確定により補正するものです。

款5 支払基金交付金202万8,000円から6 ページ、款6 道支出金及び款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目3 地域支援事業繰入金14万1,000円まで、こちらにつきましては、保険給付費、地域支援事業費の増に伴い各負担割合に応じて増額補正するものです。

目5 その他繰入金、節1 職員給与等繰入金2万1,000円は、人件費の改定に伴い増額補正するものです。

節2 事務費繰入金及び款8 繰入金、項3 基金繰入金、こちらにつきましては国庫補助金の確定に伴い減額補正するものです。

8 ページをお開き願います。歳出、款1 総務費、項1 総務管理費及び項2 徴収費につきましては特定財源の振りかえを行おうとするものです。

項3 介護認定審査会費2万1,000円は、人件費改定に伴う増額補正であります。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費につきましては、国庫補助金の確定に伴い財源の振りかえを行うものです。

10ページをお開き願います。項2 介護予防サービス等諸費88万3,000円から款4 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費680万円までは、計画作成件数及び保険給付費の増により増額補正しようとするものです。

12ページをお開き願います。項3 包括的支援事業・任意事業費14万1,000円につきましては、人件費及び旅費について補正しようとするものです。

項4 その他諸費2万6,000円につきましては、給付件数の増に伴う審査支払い手数料を増額補正するものです。

以上、議案第10号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第11号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億6,079万2,000円としようとするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金148万6,000円は、歳出でご説明します費用へ充当しようとするものでございます。

次ページの6ページ、7ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節7賃金は、職員の住居異動に伴う通勤費の増額分を計上しようとするものです。次にですが、さくらの園として本年5月に北海道ではS T Vで放送されています「24時間テレビ愛は地球を救う」で福祉車両の寄贈申し込みがありました。さくらの園として応募したところ、このたび贈呈が決定されたところです。この贈呈されます車両の登録手続に関する費用として、節9旅費は贈呈式への出席及び節11需用費の消耗品費はスタッドレスタイヤの購入及び節12役務費の手数料は新規登録費用や納車費用などであり、自動車損害保険料は車両保険料でございます。節27公課費は重量税であり、それぞれ計上しようとするものです。順序前後しますが、節10公債費は入園者の慶弔費でございます。節11需用費の修繕料は、調理室の回転釜及び入園者のトイレを2カ所、そして機械室の給湯バルブの取りかえ、自動火災報知設備の取りかえ及び給湯配管の漏水及び男子トイレの配水管、また全自動汚物除去器及び東棟の車椅子、トイレをそれぞれ修繕しようとするものです。

次に、下段、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の節3職員手当は、職員の住居手当を増額しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

○5番（伊藤 昇君） 6ページ、7ページのただいま説明ありました修繕料の関係なのですが、相当数ありまして、ただ言葉だけで言われてもだめなので、資料をつけていただくとか、何を直すのかよく、何が幾ら直すのかもよくわかっていないので、資料もやっぱり添付が必要でないかと思うのですが、いかがですか。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） このたび、今までちょっと資料の提出というものがなかったものですから、今後そのようなことを検討していきたいというふうに考えます。

○5 番（伊藤 昇君） 資料は、やっぱり課長が説明しやすいように出すものが資料だと私は思っているのです。そしたら、1 つずつ全部説明してください、つぶさに。今さっき幾ら幾らと、どこを直す、どこを直すと言ったのですけれども、言葉で説明できるのだったら全部してください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 4 1 分

再開 午後 3 時 4 1 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 後ほど説明資料といたしまして配付いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第12号 令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和元年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ847万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ6,392万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、ウロの排出量に応じまして水産加工会社が負担いたします施設の使用料収入でござい

て、今年度当初は730トンの排出を見込んでおりましたが、今年度は水産加工会社のホタテの取扱量が増えまして、最終的に1,390トン程度となることから、9,900万円を増額するものでございます。

同じく歳入の款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の142万7,000円の減額につきましては、事業費の精査に伴いまして基金からの繰入額を減額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。歳出の款1項1目1の総務事業費、節3職員手当につきましては、人事院勧告に基づきます給料改定に伴うものでございます。同じく歳出の節13委託料の試験処理業務につきましては、水産加工会社から排出されましたウロを太平洋セメントで処理するための運搬と処理に係る費用でございまして、当初は試験処理として660トンを見込んでございましたが、今年度は最終的に1,320トン程度となる見込みでございまして、860万7,000円を増額するものでございます。また、節27の公課費につきましては、消費税及び地方消費税の確定に伴います執行精査でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第13号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものでございます。

第2条、令和元年度予算第2条に定めた業務の予定量の（4）、建設改良事業に、上から6番目でございますが、全自動化学発酵酵素免疫装置を追加するものでございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正するものがあります。収入、第1款病院事業収益、既決予定額10億26万6,000円に542万4,000円を追加

し、10億569万円とし、支出、第1款病院事業費用、12億2,977万7,000円から54万6,000円を減額し、12億2,923万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,836万1,000円は当年度分損益勘定留保資金4,836万1,000円で補てんするものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,810万1,000円は当年度分損益勘定留保資金4,810万1,000円で補てんするものとする。）」に改めるものでございます。収入、第1款資本的収入、既決予定額1億2,761万7,000円から18万8,000円を減額し、1億2,573万7,000円とし、支出、第1款資本的支出、既決予定額1億7,597万8,000円から214万円を減額し、1億7,383万8,000円とするものでございます。

第5条、債務負担行為の補正であります。令和元年度から令和2年度の院内清掃業務委託に係る債務負担行為の設定でございます。

次に、第6条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。企業債償還利息支払金、既決予定額1,095万1,000円から11万4,000円を減額し、1,083万7,000円に、不採算地区運営補助金、既決予定額1億5,690万円に660万円を追加し、1億6,350万円、健全化補助金、既決予定額5,017万2,000円から106万2,000円を減額し、4,911万円とするものでございます。

以下、4ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金の補正予定額542万4,000円は、企業債利息支払金及び経営健全化補助金の減額、不採算地区病院運営補助金の増額によるものです。

次に、支出、款1病院事業費用、項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費54万6,000円の減額は、平成30年度に借り入れた企業債の利息精査でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金の18万8,000円の減額は、平成30年度に借り入れた企業債の精査、企業債償還金の精査及び建設改良事業に係る確定分、追加分を反映、計上したものでございます。

次に、支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費、器械及び備品購入40万4,000円は、全自動化学発光酵素免疫装置購入に係るものです。

5ページをお願いいたします。款1資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債償還金の254万4,000円の減額は、平成30年度に借り入れた企業債償還金を精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第20、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第14号

○議長(野村 洋君) 日程第21、議案第14号 令和元年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(水元良文君) それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億240万2,000円に10万9,000円増額し、3億251万1,000円にしようとするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の過年度分損益勘定留保資金5,629万6,000円を5,640万5,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金5,390万円を5,379万1,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条の債務負担行為につきまして、水道事業会計予算第5条として、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページ目をお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費5万9,000円と目5総係費5万円の増額は、人事院勧告に基づく職員給与費の補正によるものです。

次に、債務負担行為に関する調書は、4ページに記載のとおりとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第14号に対する質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第21、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第15号

○議長(野村 洋君) 日程第22、議案第15号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(水元良文君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町公共下水道事業会計予算の第3回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款下水道事業収益を既決予定額の4億9,104万3,000円に4,000円増額し、収入総額を4億9,104万7,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億9,104万3,000円に16万1,000円増額し、支出総額を4億9,120万4,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の4億4,766万6,000円から支出総額を同額の4億4,766万6,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ目をお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1特別利益、目1固定資産売却益4,000円の増額は、森町森浄化センターほか電気設備改築更新工事に伴い発生した物件、鉄くず等を売却して得た額が確定したことによるものです。

収益的収入及び支出の支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費2万1,000円と目4総係費14万円の増額は、人事院勧告に基づく職員給与費等の補正によるものです。

次に、5ページ目の資本的収入及び支出の支出についてであります。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費2,000円の減額ですが、人事院勧告に基づく職員給与費の補正と事業精査により減額となったことによるものです。

次に、款1下水道事業資本的支出、項3返還金、目1返還金2,000円の増額は、森町森浄化センターほか電気設備改築更新工事に伴い国庫補助事業で取得した資産を更新するため発生した物件、鉄くず等を売却した収益に対し補助金分を国に返還することによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第15号に対する質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第15号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第22、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第23、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。
お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。いいですか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
これから意見書案第1号を採決いたします。
お諮りします。この採決は起立により行います。
意見書案第1号に賛成の方は起立願います。
（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。
よって、日程第23、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第24、意見書案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を議題といたします。
お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
これから意見書案第2号を採決いたします。
お諮りします。この採決は起立により行います。
意見書案第2号に賛成の方は起立願います。
（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

よって、日程第24、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第25、意見書案第3号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。いいですか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

よって、日程第25、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第26、意見書案第4号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

よって、日程第26、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 意見書案第5号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

よって、日程第27、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 意見書案第6号

○議長（野村 洋君） 意見書案第6号 「再編統合」対象の公立公的病院名公表の撤回を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第28、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第29、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定

しました。

◎日程第 30 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第30、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして令和元年第2回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和元年第2回森町議会12月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午後 4時05分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和元年12月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員